

SAN

TEN

# 山 巔

平成28年の山岳遭難防止活動



富山県山岳遭難対策協議会

# 目 次

1	概況	1
2	入山者数	2
3	過去20年間の山岳遭難発生状況	3
4	平成28年の山岳遭難発生状況	4
(1)	月別発生状況	4
(2)	警察署別発生状況	5
(3)	山域別遭難者数	6
(4)	場所別遭難者数	7
(5)	態様別遭難者数	7
(6)	年齢・性別遭難者数	8
(7)	入山目的別遭難者数	8
(8)	住居別遭難者数	9
(9)	職業別遭難者数	10
(10)	登山届提出状況	10
(11)	遭難者の山岳会等所属別状況	11
(12)	遭難者のパーティー別状況	11
5	救助隊の出動状況	12
6	ヘリコプターの出動状況	13
7	山岳情報利用状況	14
8	山岳診療所開設状況	14
9	条例に基づく登山届出状況	15
(1)	過去20年間の届出状況	16
(2)	平成27年度届出状況	17
①	団体・年齢・性別届出状況	17
②	住居別届出状況	17
③	規模別届出状況	18

④	入山日数別届出状況	-----	18
⑤	登山コース別届出状況	-----	19
⑥	勧告状況	-----	20
10	富山県登山届出条例関係	-----	21
(1)	富山県登山届出条例	-----	21
(2)	富山県登山届出条例施行規則	-----	23
(3)	勧告の基準	-----	23
(4)	危険地区及び特別危険地区	-----	25
(5)	入山届様式	-----	26
11	立山室堂地区における山岳スキー等の遭難防止対策について	-----	30
(1)	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱	-----	30
(2)	入山届様式	-----	34
12	遭難防止対策等推進状況	-----	36
13	富山県山岳遭難救助組織概念図	-----	42

## 1 概況

平成28年の県内山域への入山者数は、前年から12万6,700人減少し、133万4,700人とみられる。

一方、山岳遭難においては、遭難件数116件（前年対比-20件）、遭難者数128人（前年-28人）で、遭難件数、遭難者数ともに前年より減少したものの、依然高止まり状態である。

遭難者の内訳では、40歳以上の中高年者が91人で全体の71.1%を占め、前年よりも2.6ポイント減少し、60歳以上は、51人で全体の39.8%を占め、前年よりも1.2ポイント減少した。

本協議会では、悲惨な遭難を未然に防止するため、防止対策部、防止指導部、救助部がそれぞれ関係機関と密接に連携し、遭難防止広報や登山者に対する現地指導等の遭難防止対策を積極的に推進するとともに、救助活動においても各方面遭難対策協議会救助隊員が山岳警備隊、県警ヘリ、県消防防災ヘリ等と連携し、空陸一体となった迅速な活動に努めている。

本資料は、平成28年中の山岳遭難状況、救助活動及び遭難防止活動等を取りまとめたものであるが、今後の山岳遭難防止の一助になれば幸いである。

### <山岳遭難発生状況>

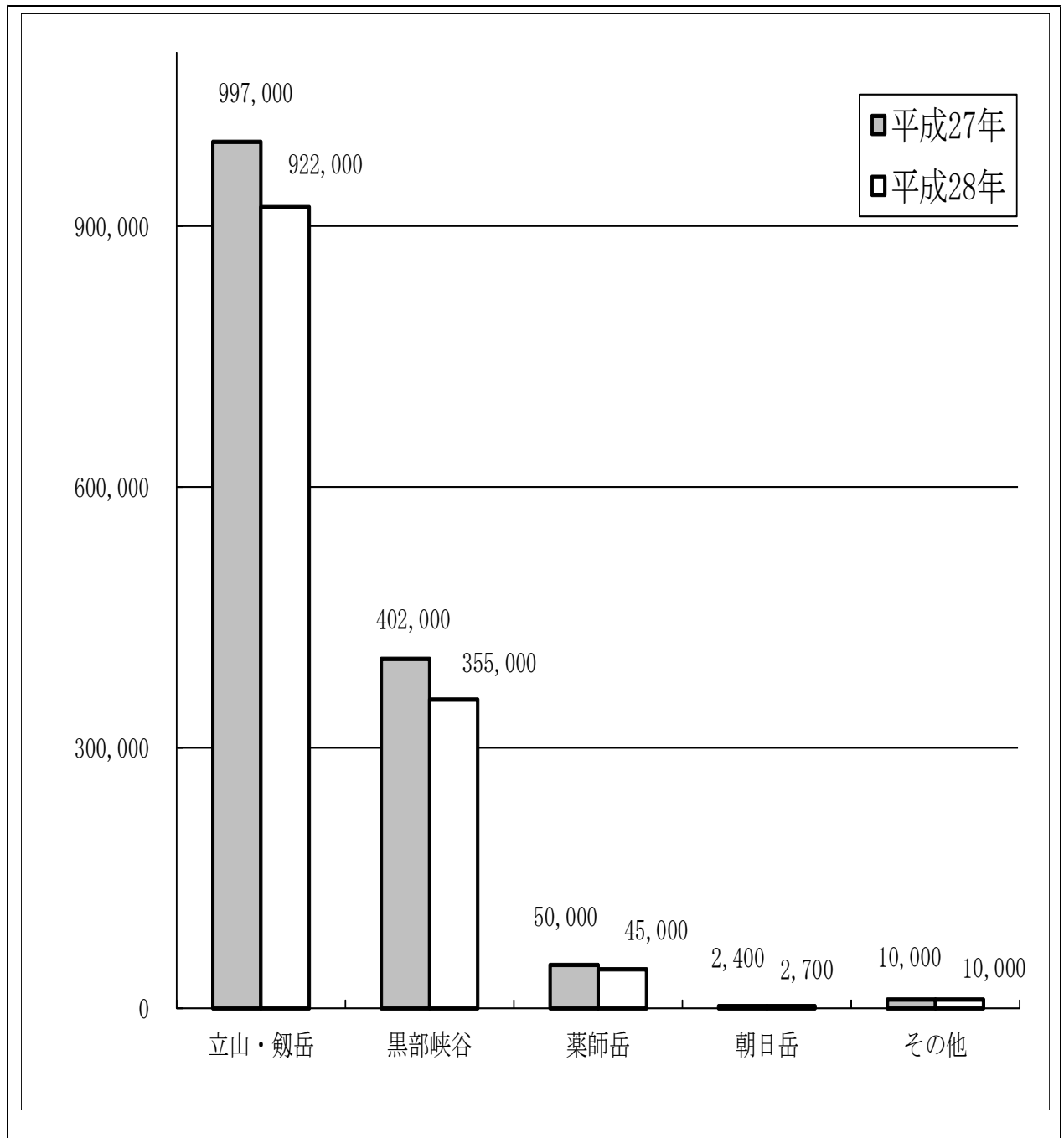
	遭難件数	遭難者数	遭難者数			
			死亡	行方不明	負傷	無事救出
平成28年	116	128 (25)	9 (1)	2	61	56 (24)
平成27年	136	156 (21)	14 (2)	*1 1	84	57 (19)
増減	-20	-28 (+4)	-5 (-1)	+1	-23	-1 (+5)

( )は病人で内数

\*1 平成27年当時、行方不明者2名のうち1名は平成28年中に死亡発見され数値更新

## 2 入山者数

入山者数は133万4,700人とみられ、前年に比べ12万6,700人減少した。

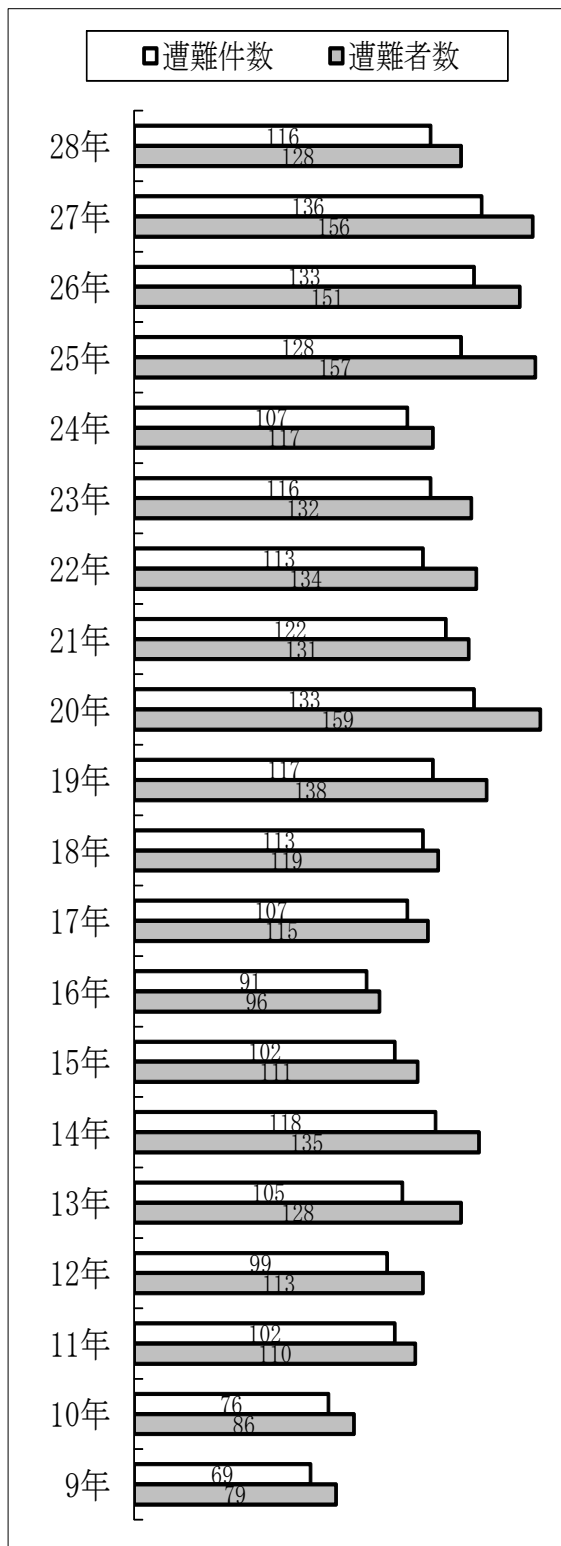


年別	立山・劔岳	黒部峡谷	薬師岳	朝日岳	その他	計
28年	922,000	355,000	45,000	2,700	10,000	1,334,700
27年	997,000	402,000	50,000	2,400	10,000	1,461,400
増減	-75,000	-47,000	-5,000	+300	±0	-126,700

### 3 過去20年間の山岳遭難発生状況

遭難件数は116件、遭難者数は128人で、遭難件数、遭難者数ともに減少したものの、依然、高止まり状態となっている。また、死亡は9人で、前年対比5人減少した。

年	件数	遭難者数				
		死亡	行方不明	負傷	無事救出	
28	116	128	9	2	61	56
27	136	156	14	1	84	57
26	133	151	18	0	79	54
25	128	157	26	0	69	62
24	107	117	14	2	54	47
23	116	132	18	2	65	47
22	113	134	12	0	63	59
21	122	131	17	2	60	52
20	133	159	16	2	61	80
19	117	138	13	1	67	57
18	113	119	11	2	60	46
17	107	115	10	0	61	44
16	91	96	11	2	58	25
15	102	111	12	0	53	46
14	118	135	8	0	71	56
13	105	128	12	2	60	54
12	99	113	16	0	61	36
11	102	110	15	0	59	36
10	76	86	9	4	40	33
9	69	79	10	4	44	21



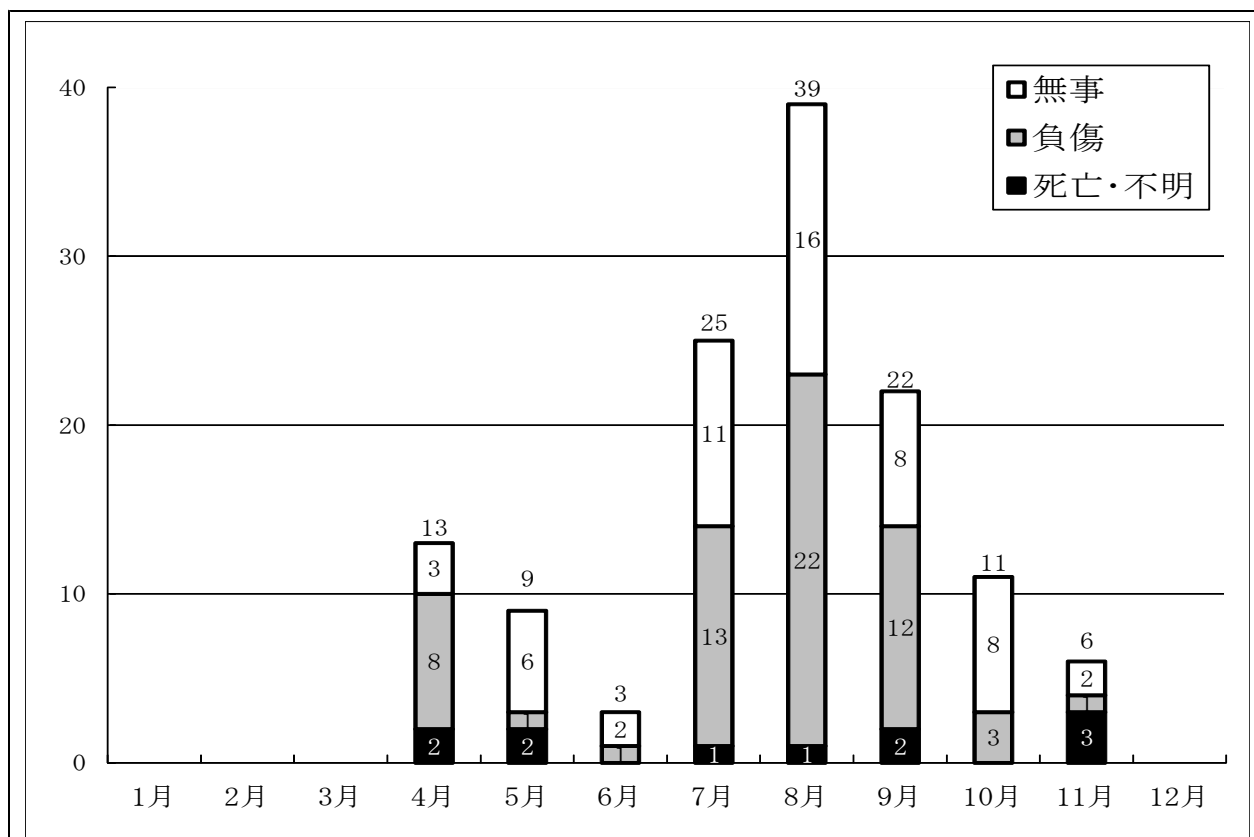
※ 「無事救出」欄には、病気のため救助された遭難者も含む。

## 4 平成28年の山岳遭難発生状況

### (1) 月別発生状況

月別の遭難件数は、8月37件(31.9%)、7月25件(21.6%)、9月21件(18.1%)、4月11件(9.5%)、10月10件(8.6%)の順であった。

また、シーズン別では、夏山(7月～8月)が遭難件数62件(53.4%)、遭難者数64人(50.0%)で最も多く、次いで秋山(9月～11月)が遭難件数35件(30.2%)、遭難者数39人(30.5%)であった。

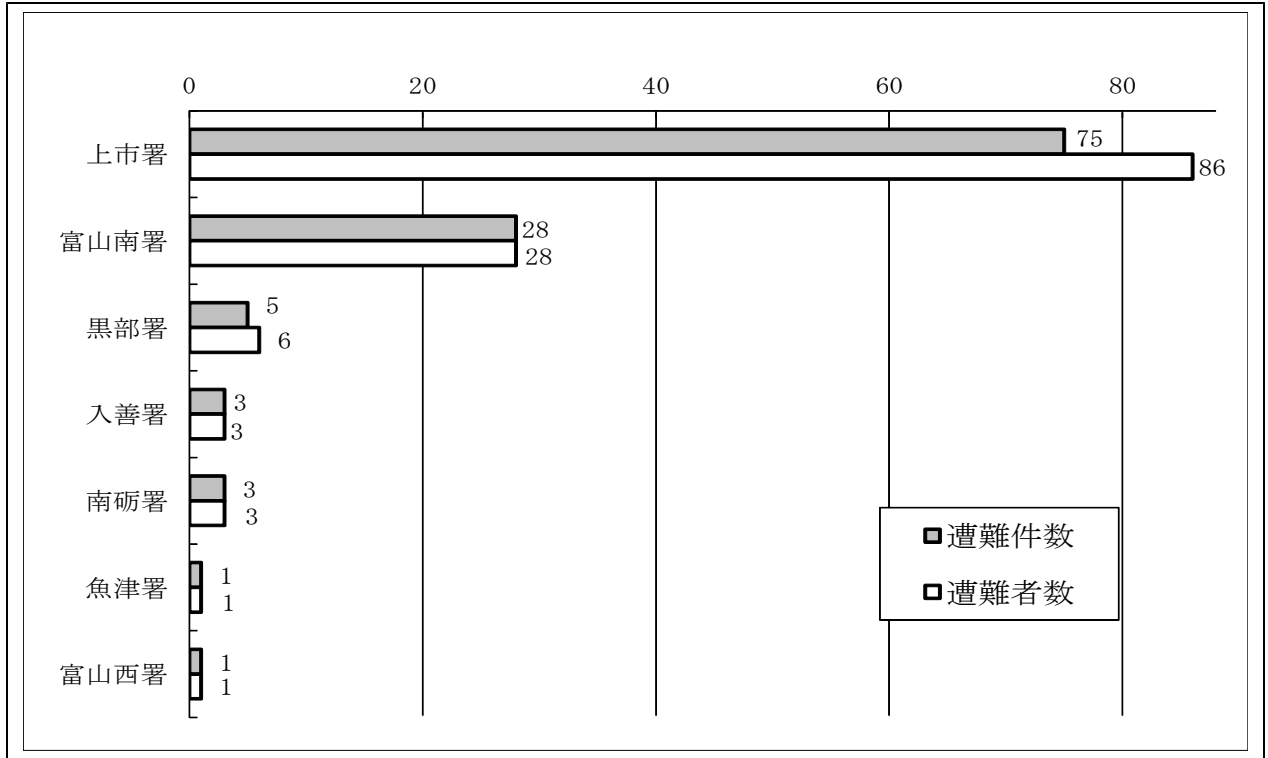


区分 月別	発生件数	遭難者数	遭難者数			
			死 亡	行方不明	負 傷	無事救出
1	0	0	0	0	0	0
2	0	0	0	0	0	0
3	0	0	0	0	0	0
4	11	13	2	0	8	3
5	6	9	1	1	1	6
6	2	3	0	0	1	2
7	25	25	1	0	13	11(10)
8	37	39	1	0	22	16(8)
9	21	22	1	1	12	8(4)
10	10	11	0	0	3	8(2)
11	4	6	3(1)	0	1	2
12	0	0	0	0	0	0
計	116	128	9(1)	2	61	56(24)

( )は病人で内数

## (2) 警察署別発生状況

立山・剣岳を管轄する上市警察署は、遭難件数75件（64.7%）、遭難者数86人（67.2%）、次いで黒部川源流を管轄する富山南警察署が遭難件数28件（24.1%）、遭難者数28人（21.9%）となっている。

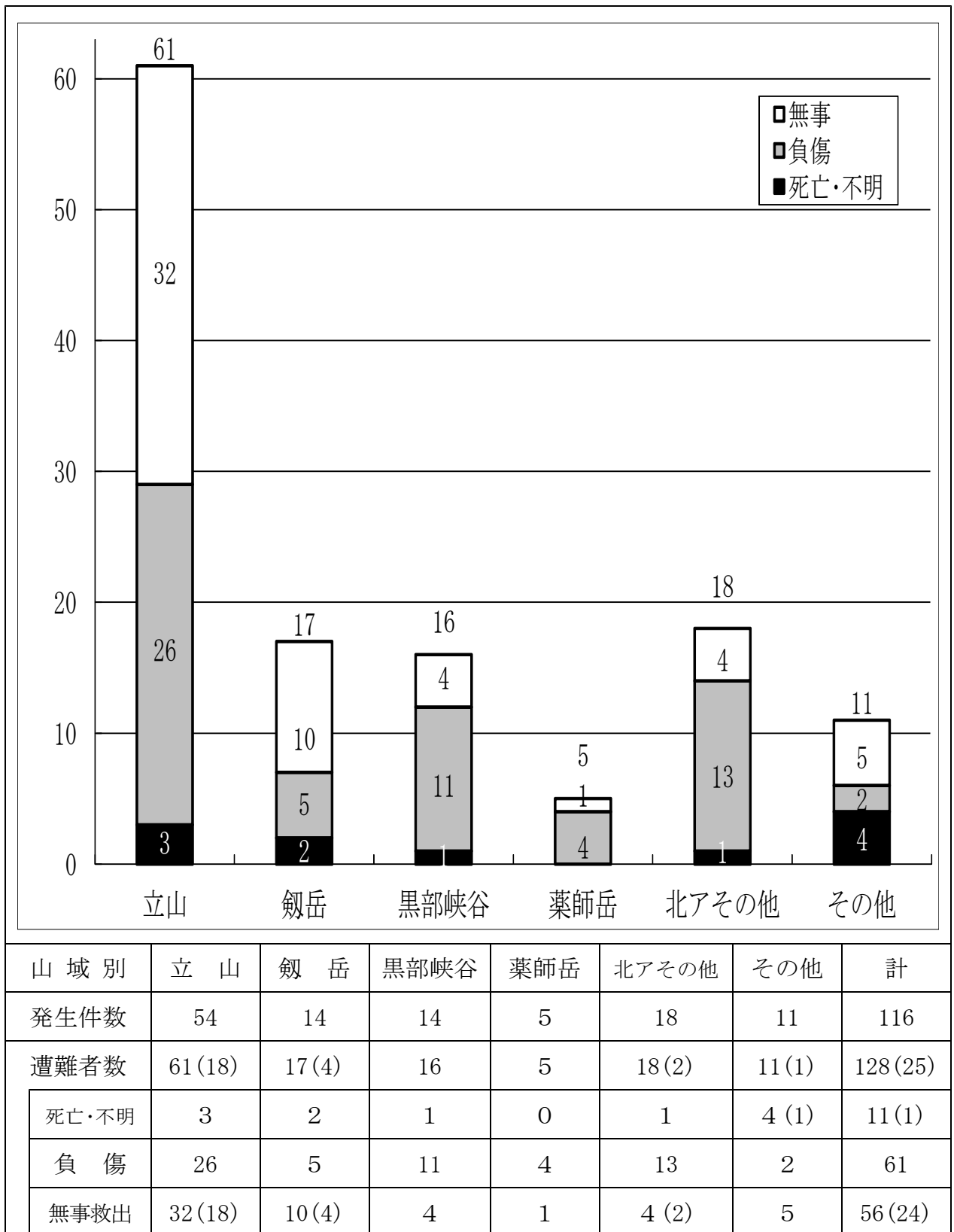


五龍岳で訓練中の山岳警備隊員



### (3) 山域別遭難者数

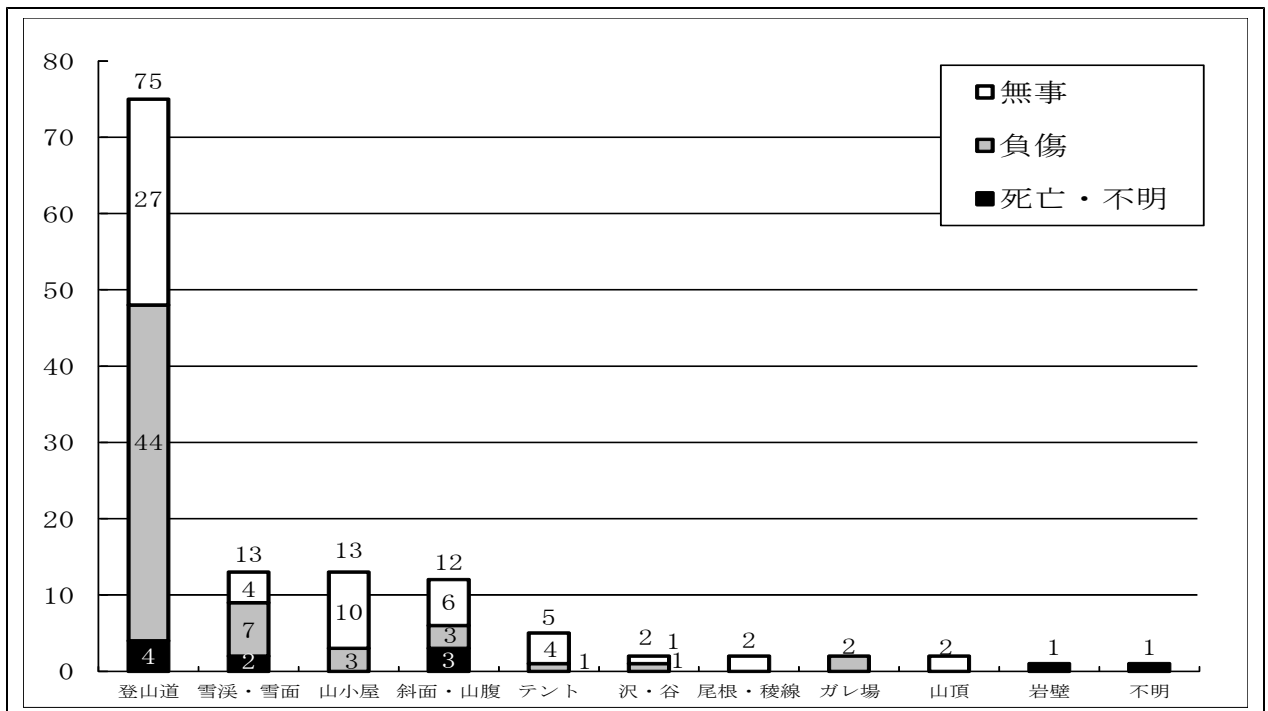
立山・劔岳方面の遭難者数が78人で、全体の半数以上(60.9%)を占めた。  
 「北アその他」は、黒部川源流地帯、唐松岳、大明神山など。



( ) は病人で内数

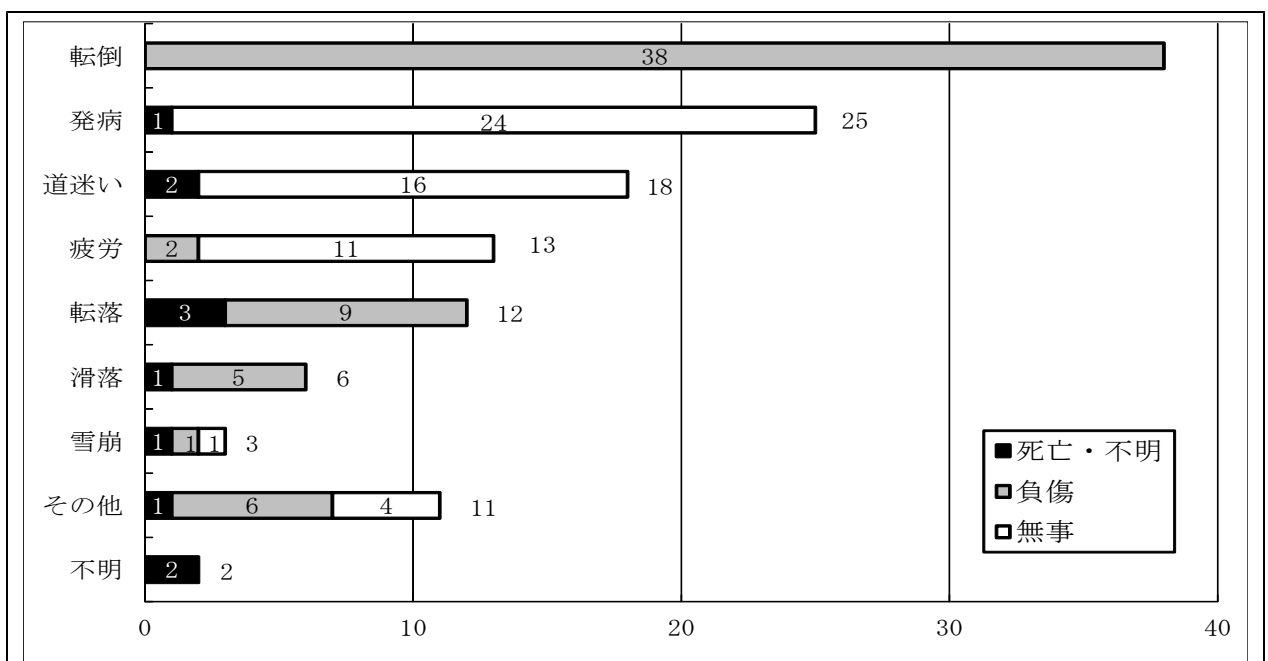
#### (4) 場所別遭難者数

登山道での遭難が75人（58.6%）で最も多く、次いで雪渓・雪面が13人（10.2%）、山小屋が13人（10.2%）、斜面・山腹12人（9.4%）の順であった。



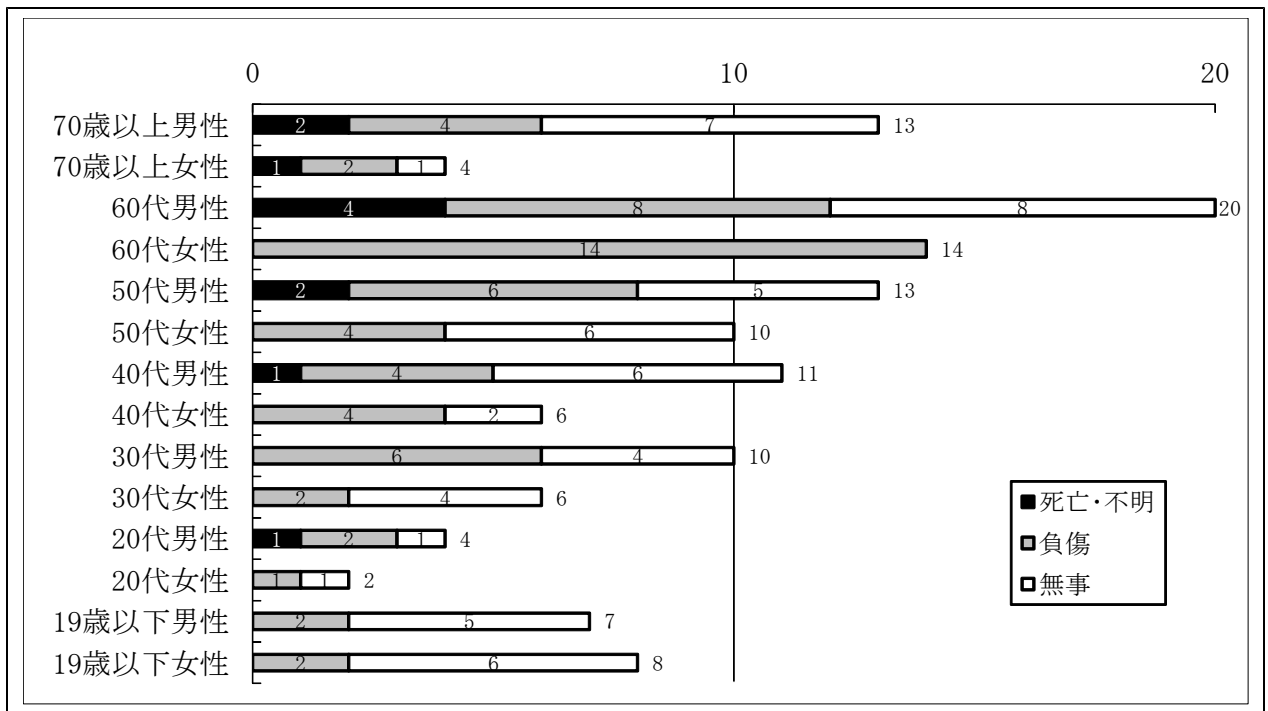
#### (5) 態様別遭難者数

転倒が38人（29.7%）で最も多く、次いで発病が25人（19.5%）、その他の内訳は、転倒や転・滑落を伴わないスリップやバランス崩し等であった。



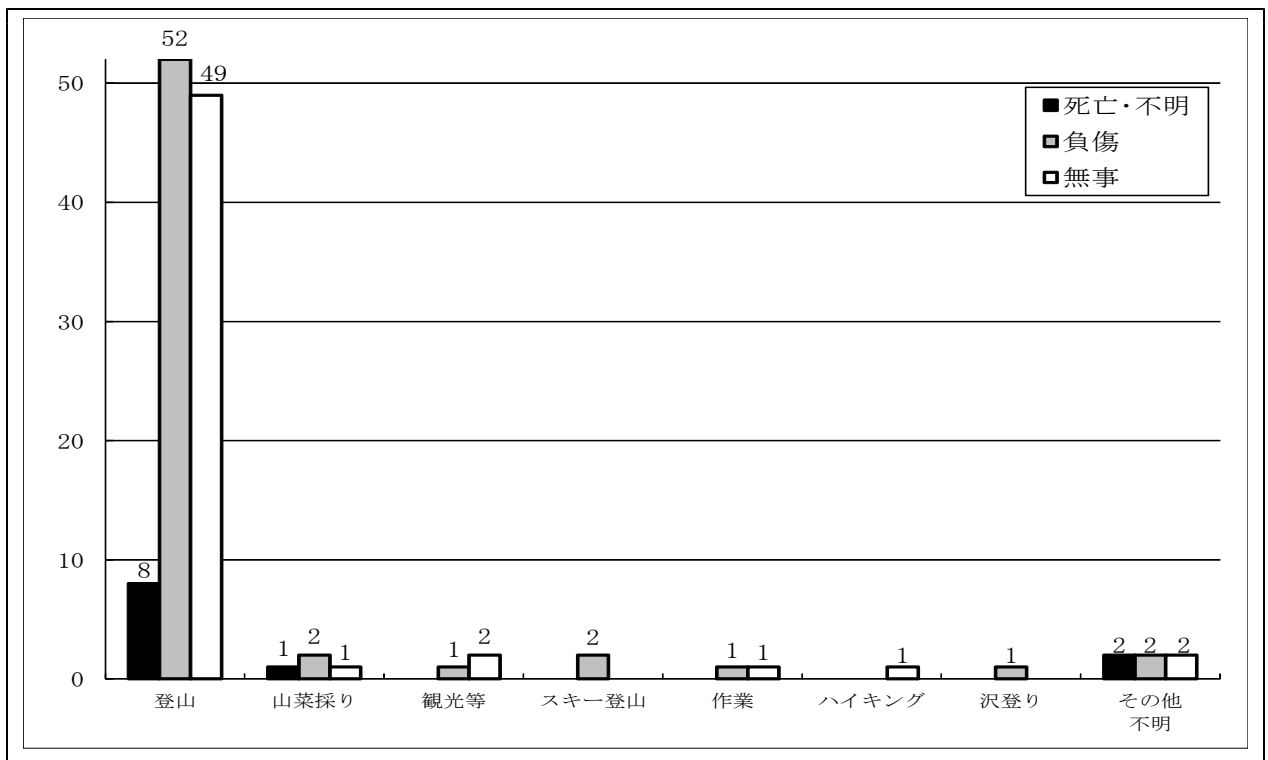
## (6) 年齢・性別別遭難者数

40歳以上の中高年者が91人（71.1%）を占め、中でも60歳以上が51人（39.8%）であった。



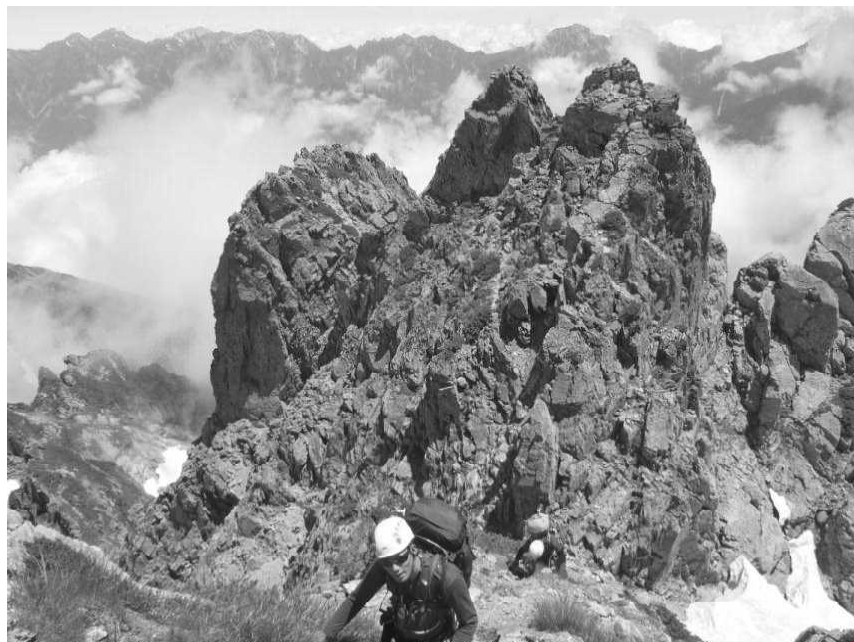
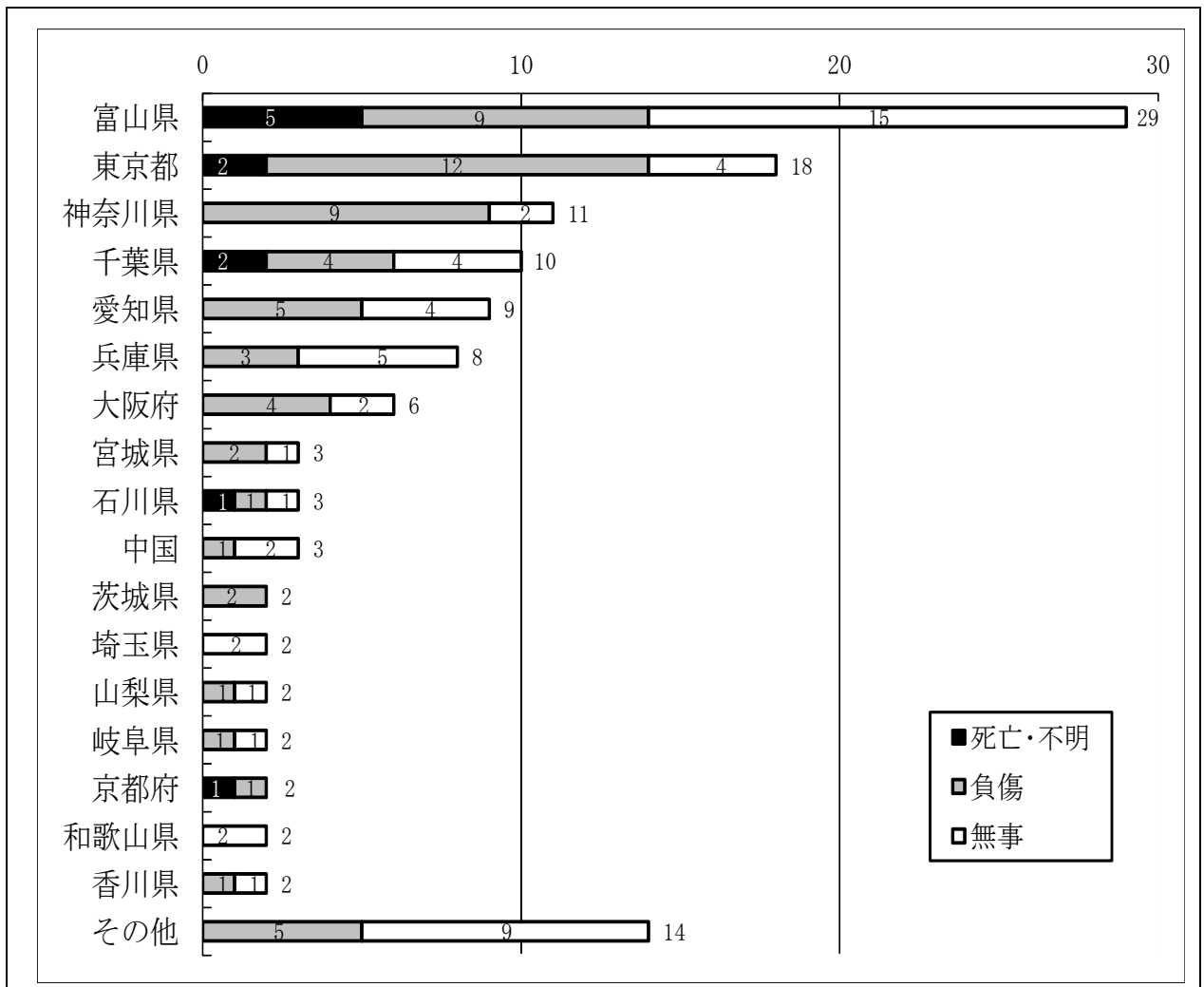
## (7) 入山目的別遭難者数

登山目的での入山が109人（85.2%）で多数を占めた。



## (8) 住居別遭難者数

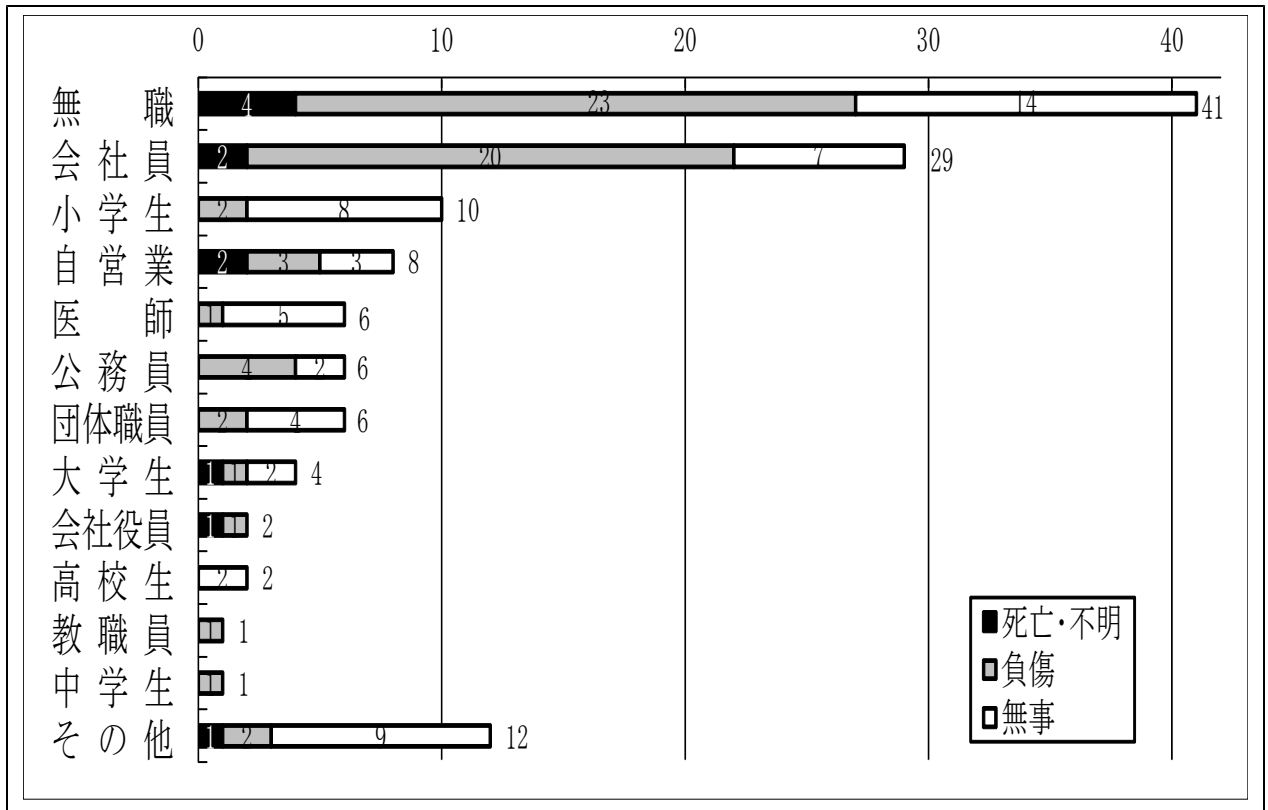
富山県が29人(22.7%)と最も多く、次いで東京都が18人(14.1%)、神奈川県11人(8.6%)、千葉県10人、愛知県9人、兵庫県8人の順であった。



劔岳で訓練中の山岳警備隊員

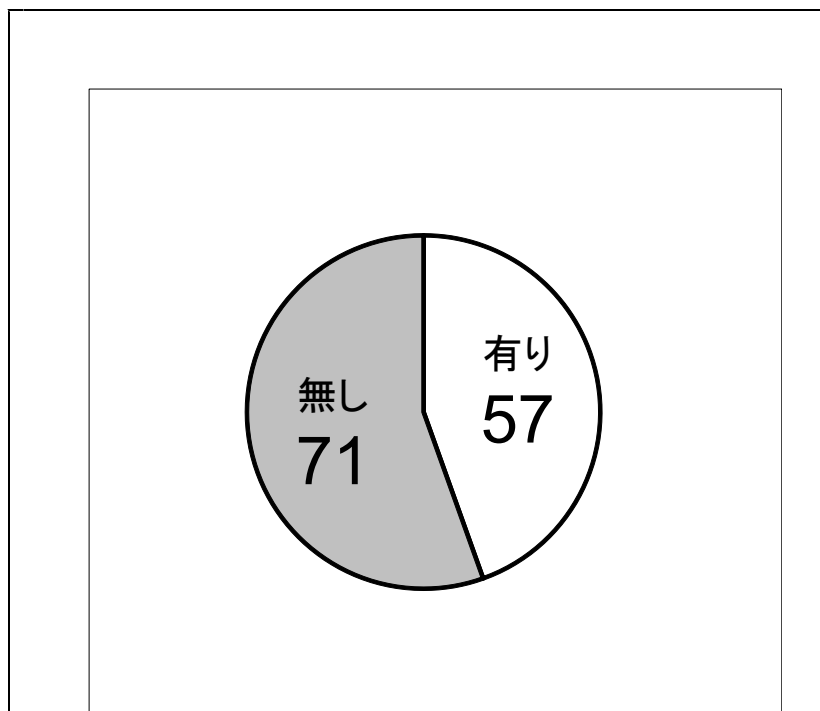
### (9) 職業別遭難者数

無職が41人（32.0%）会社員29人（22.7%）、小学生10人（7.8%）であった。



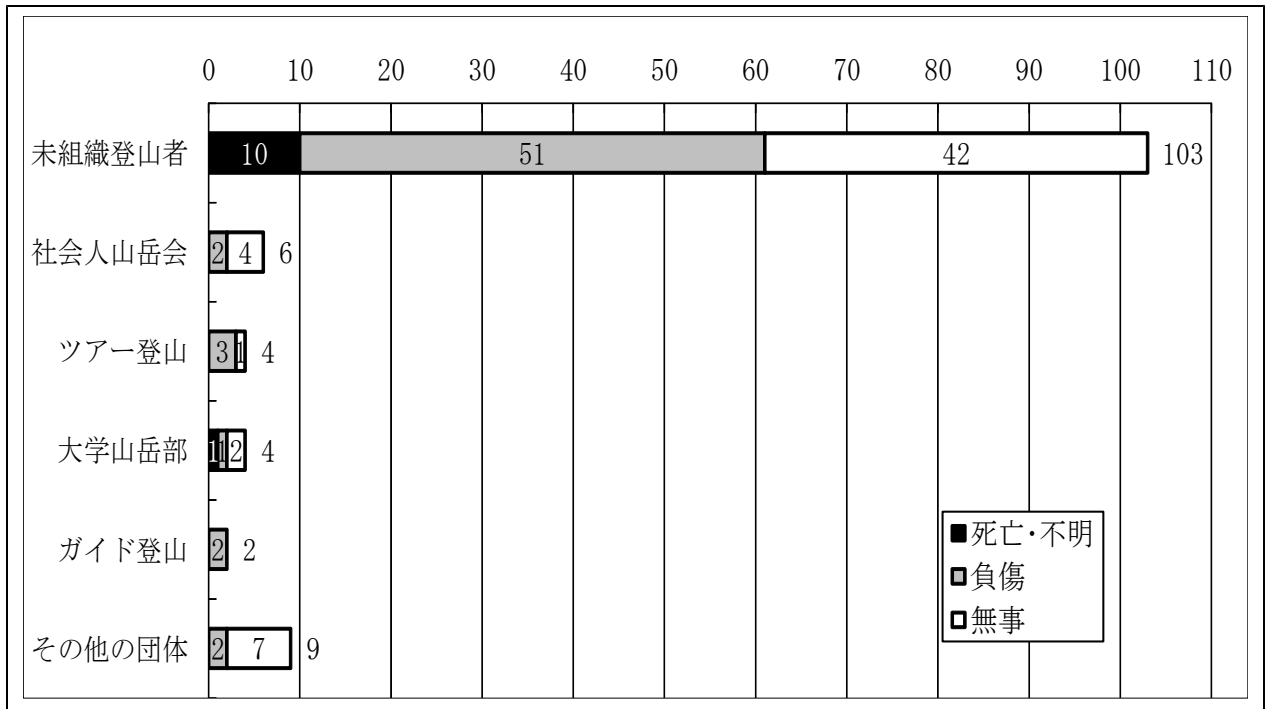
### (10) 登山届提出状況

遭難者128人中、登山届の提出者は57人（44.5%）であった。



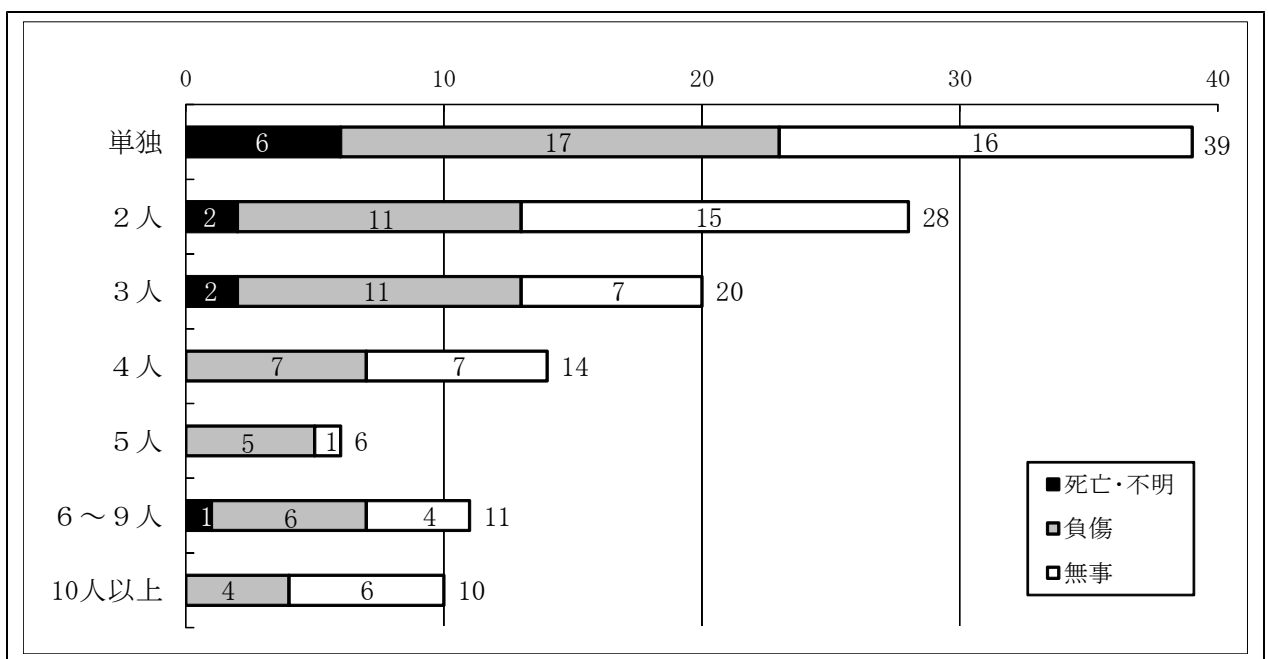
## (11) 遭難者の山岳会等所属別状況

未組織登山者が103人（80.5%）を占めた。



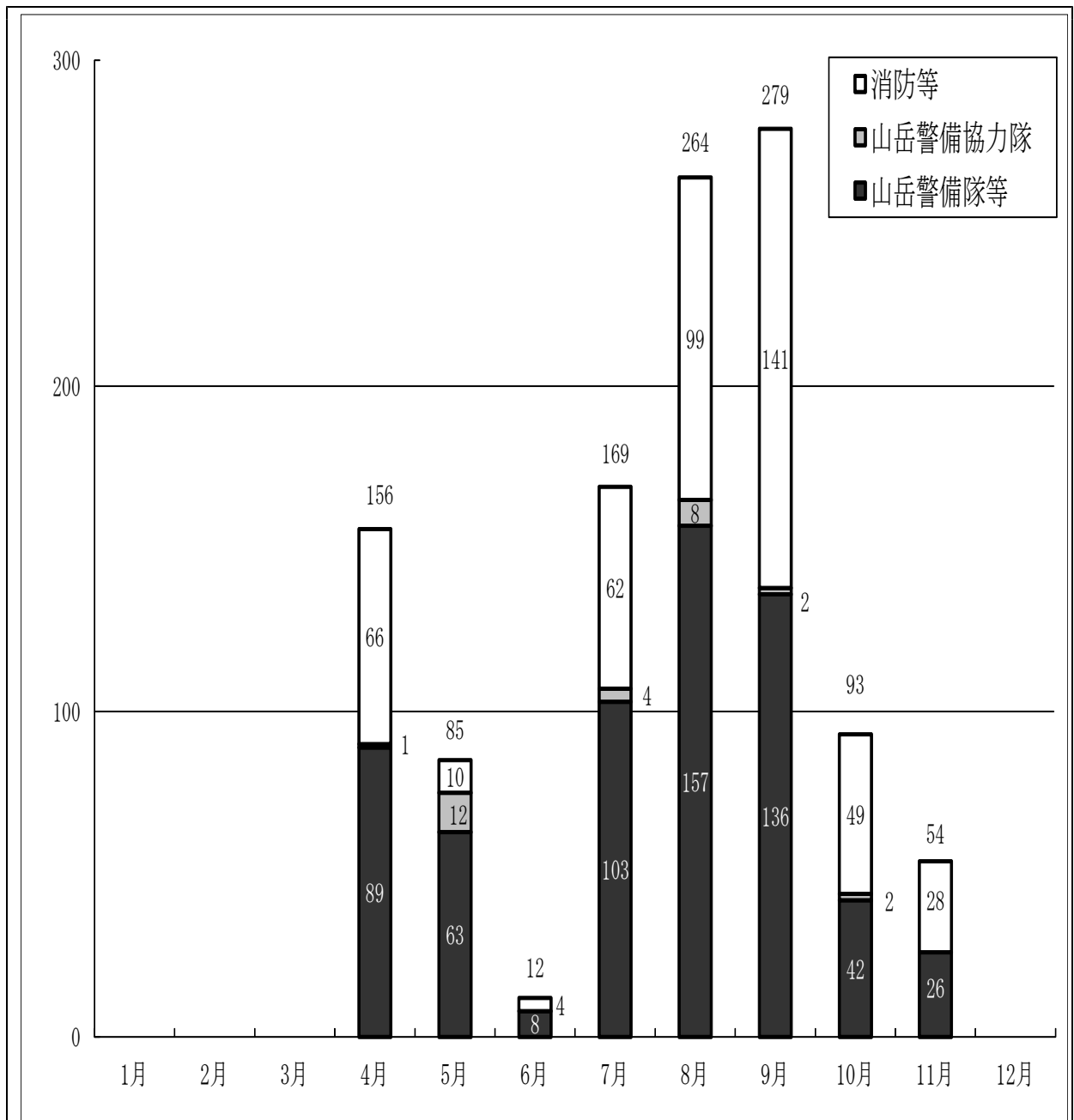
## (12) 遭難者のパーティー別状況

単独登山者が39人（30.5%）で最も多く、次いで2人パーティーが28人（21.9%）であった。



## 5 救助隊の出動状況

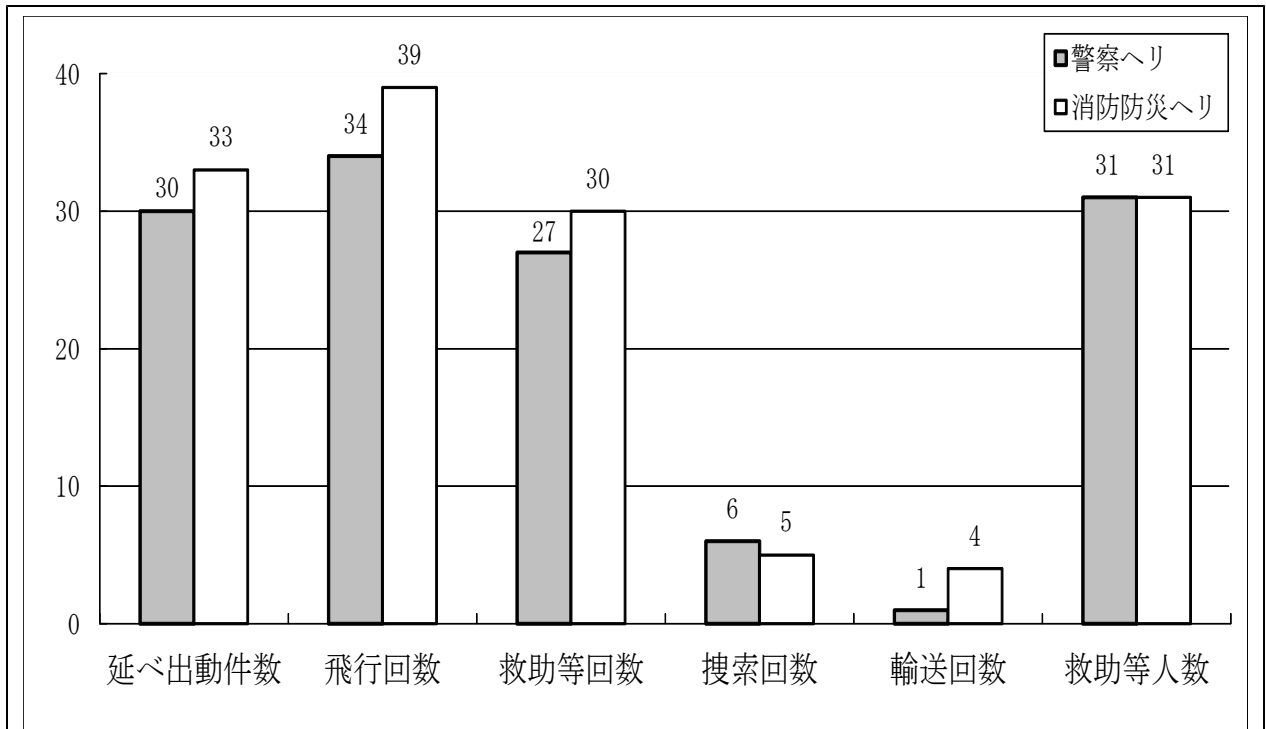
山岳警備隊員を含む警察の出動人員は624人（56.1%）で、前年よりも271人減少した。



区分 年別	出動延べ人員			出動日数 (延べ)
	山岳警備隊等	山岳警備協力隊	消防等	
28年	624	29	459	135
27年	895	30	592	175
増減	-271	-1	-133	-40

## 6 ヘリコプターの出動状況

延べ63件の遭難に出動し、飛行回数は、警察ヘリが34回、消防防災ヘリが39回で、救助等人員は62人であった。



区 分	延べ出動件数	飛 行 回 数			救 助 等 人 数	
		救 助 等	搜 索	輸 送		
警 察 ヘ リ	30	34	27	6	1	31
消 防 防 災 ヘ リ	33	39	30	5	4	31
計	63	73	57	11	5	62



消防防災ヘリ「とやま」



## 7 山岳情報利用状況

富山県警察のインターネットホームページで、各登山シーズンごとの山岳情報（春山3回、夏山2回、冬山2回、その他4回）等を提供し、139,670回の利用があった。

## 8 山岳診療所開設状況

山岳地帯における救護活動を行うため、次の診療所が開設された。

名 称	所 在 地	診 療 主 体	開 設 期 間
立山診療所	立山センター内	金沢大学医学部 (十全山岳会)	5月1日～5月5日 7月31日～8月21日
雷鳥沢診療所	雷鳥沢野営管理所内	金沢大学医学部 (十全山岳会)	7月24日～8月20日
劔沢診療所	劔沢野営管理所内	金沢大学医学部 (十全山岳会)	7月25日～8月19日
太郎平診療所	太郎平小屋内	日本医科大学	7月20日～8月20日
三俣診療所	三俣山荘内	岡山大学医学部 香川大学医学部	7月24日～8月24日



山岳遭難防止活動（登山指導）

## 9 条例に基づく登山届出状況

昭和 38 年 1 月に愛知大学パーティーが遭難し、13 人の死者を出したことが一つの契機となり、遭難に対処する何らかの規制が必要であるとの観点から、昭和 41 年に「富山県登山届出条例」が制定された。

その後、昭和 44 年に届出内容追加、特別危険地区設定等条例の一部改正、昭和 62 年に条例に基づく勧告基準の一部改正が行われ、さらに平成 16 年度に登山届出様式を改正し、今日に至っている。

この条例の目的は、登山届を提出させることにより登山者のより慎重な計画や行動を促し、不備な点があれば、注意や勧告を行うことにより、遭難事故を未然に防止しようとするものであり、今日では、積雪期の劔岳を目指す登山者に定着し、遭難防止に大きな役割を果たしている。

この条例が、単に形式的に登山届を提出するというものでなく、今後とも、登山者自身の遭難事故防止に対する自覚を促すものとして、理解されるよう期待するものである。

### 参考

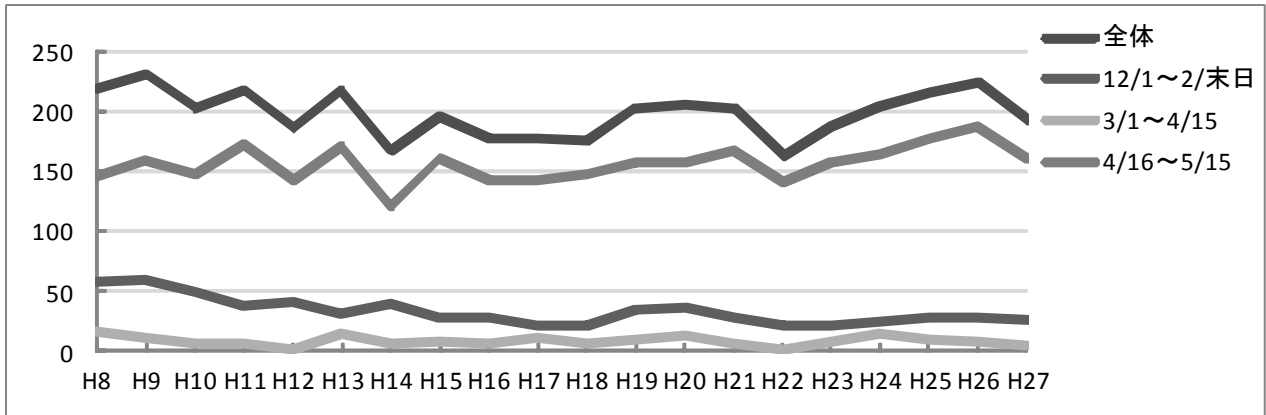
#### 「富山県登山届出条例」の概要

- 1 施行年月日 昭和 41 年 3 月 26 日
- 2 適用期間 毎年 12 月 1 日から翌年 5 月 15 日まで
- 3 適用区域 劔岳周辺の山岳地帯（危険地区）
- 4 目的・趣旨
  - (1) 山岳遭難の防止
  - (2) 遭難時の対策

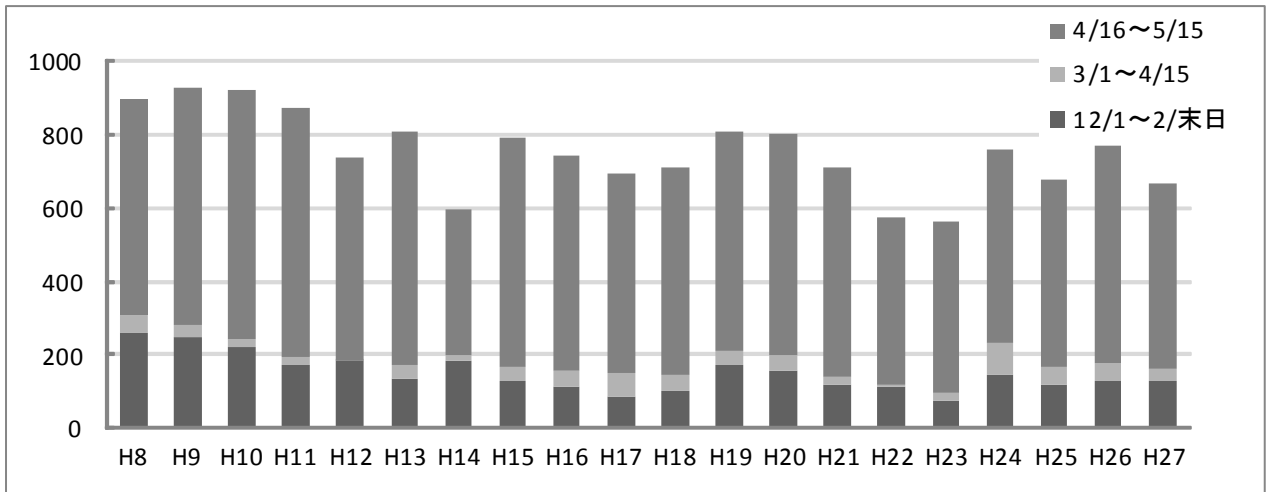
(1) 過去20年間の届出状況

平成27年度は、件数（パーティー数）、人数ともに前年を下回ったが、近年は200件、700人前後で推移しており大きな変動はない。

◎ 件数（パーティー数）



◎ 人数



年 度	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	
冬山	件数	58	60	50	38	41	31	39	28	28	22	21	35	36	28	21	21	25	28	28	27
	人数	261	245	221	172	180	131	183	126	109	83	98	174	153	117	112	73	146	118	127	128
春山前半	件数	16	11	6	7	1	15	7	8	7	12	7	10	13	7	1	8	15	10	8	5
	人数	46	37	20	22	2	42	14	40	47	66	44	37	47	24	3	21	87	49	50	32
春山後半	件数	145	159	147	172	143	171	121	160	143	147	157	157	168	141	158	164	178	188	160	
	人数	592	648	681	679	555	637	400	625	589	548	569	596	601	568	462	470	525	509	594	510
全体	件数	219	230	203	217	185	217	167	196	178	177	175	202	206	203	163	187	204	216	224	192
	人数	899	930	922	873	737	810	597	791	745	697	711	807	801	709	577	564	758	676	771	670

※ ～平成20年：冬山(12/1～2/15)、春山前半(3/1～4/15)、春山後半 (4/16～5/15)

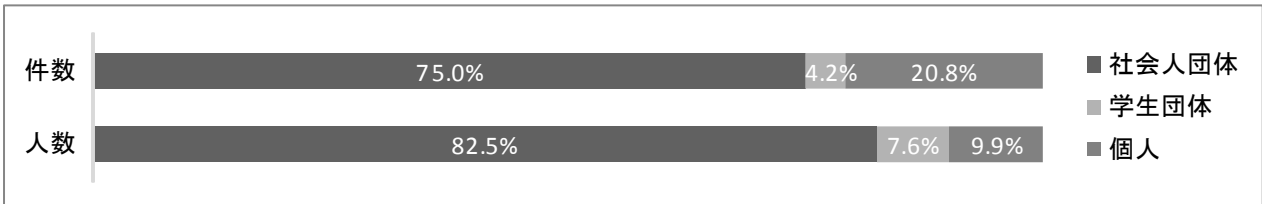
※ 平成21年～：冬山(12/1～2/末日)、春山前半(3/1～4/15)、春山後半 (4/16～5/15)

(2) 平成27年度（平成27年12月1日～平成28年5月15日）届出状況

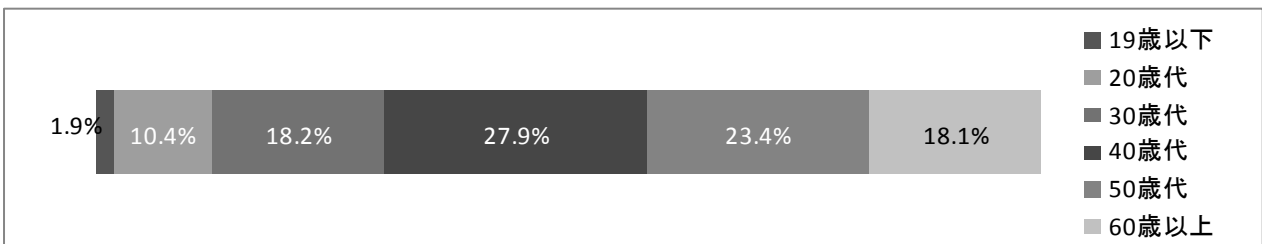
① 団体・年齢・性別届出状況

団体別では、学生の割合が増加した。年齢別では、30代が減少し、50代以上の割合が増えている。女性の割合は2年連続で2割を超えた。

◎ 団体別件数（パーティー数）及び人数の比率



◎ 年齢別人数の比率



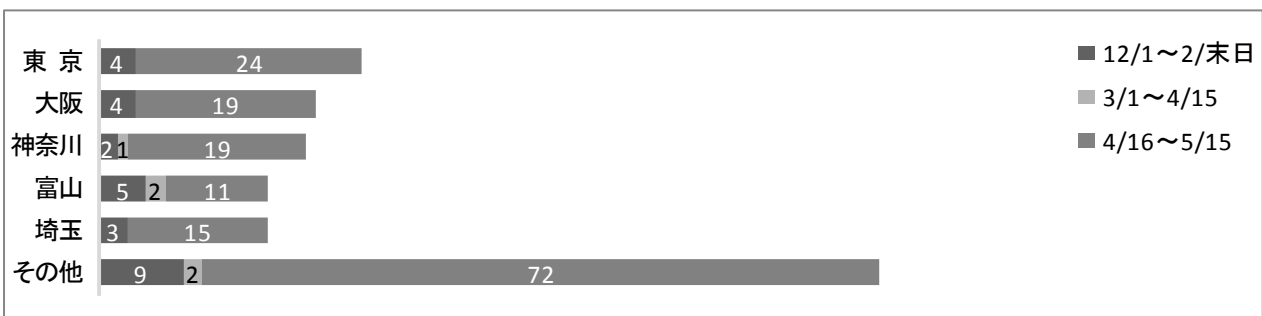
◎ 性別人数の比率



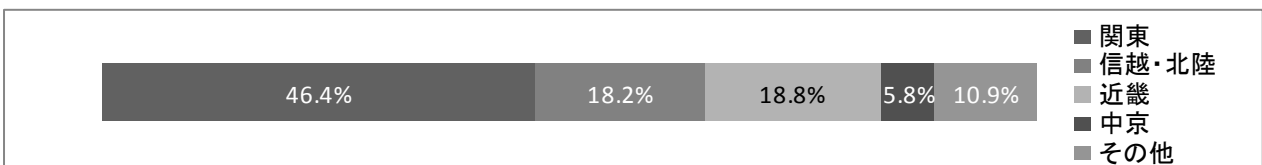
② 住居別届出状況

都道府県別件数は東京都が最多で、以下、大阪、神奈川、富山、埼玉と続く。地域別比率では、関東が約半数を占める状況が続いている。

◎ 都道府県別件数



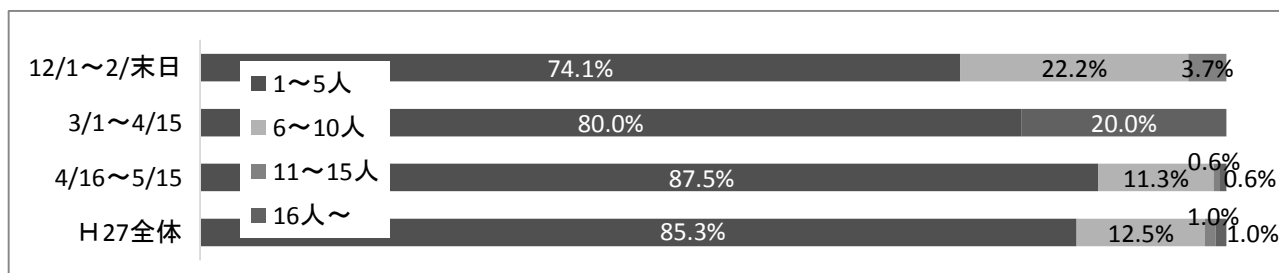
◎ 地域別比率



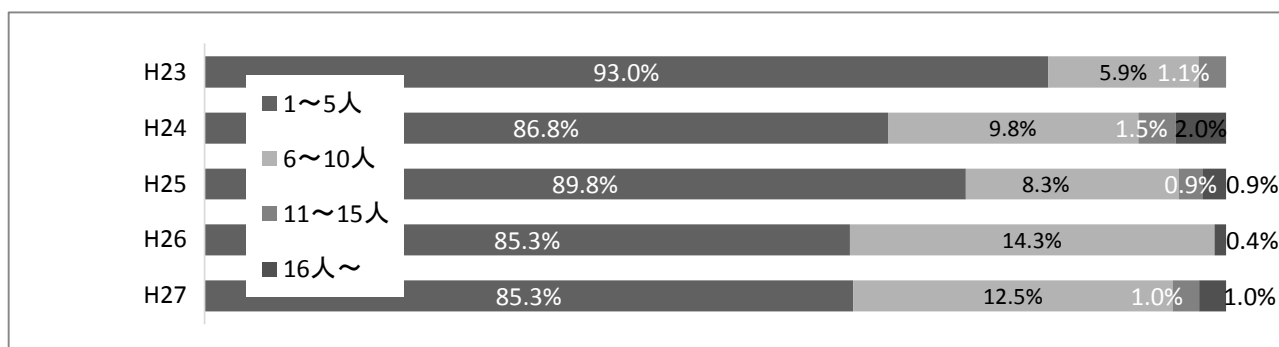
③ 規模別届出状況

全体の8割以上が5人以下のパーティーであり、1パーティー当たりの平均人数は3.5人と小人数化の傾向が続いている。

◎ 件数（パーティー数）の比率



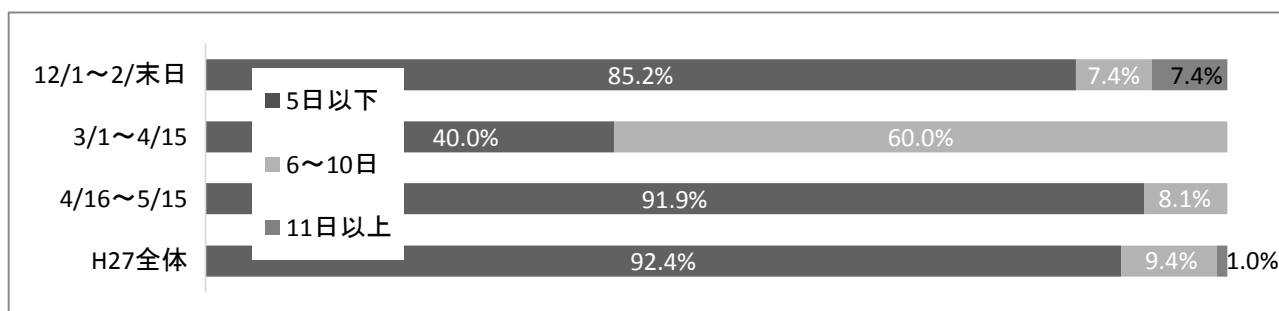
◎ 過去5年間の比率



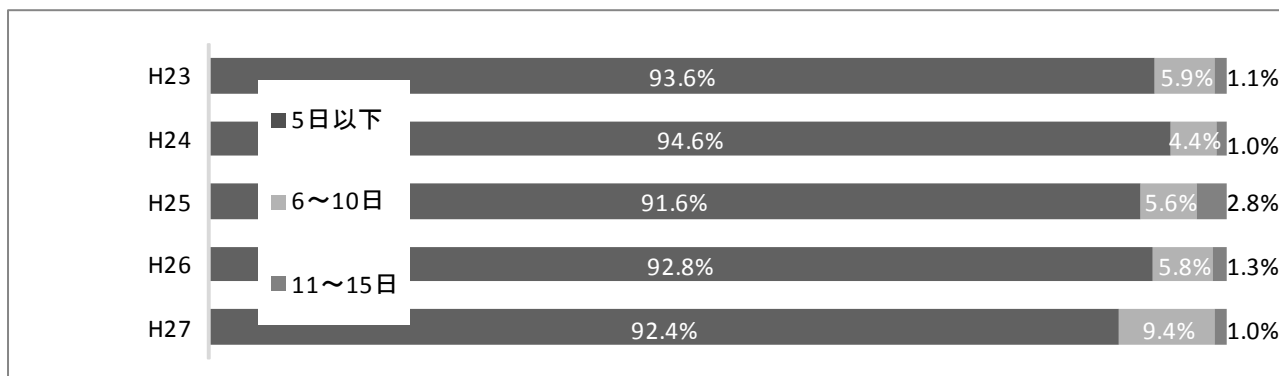
④ 入山日数別届出状況

全体の9割以上が5日以内の登山である。（予備日を除く）

◎ 件数（パーティー数）の比率



◎ 過去5年間の比率

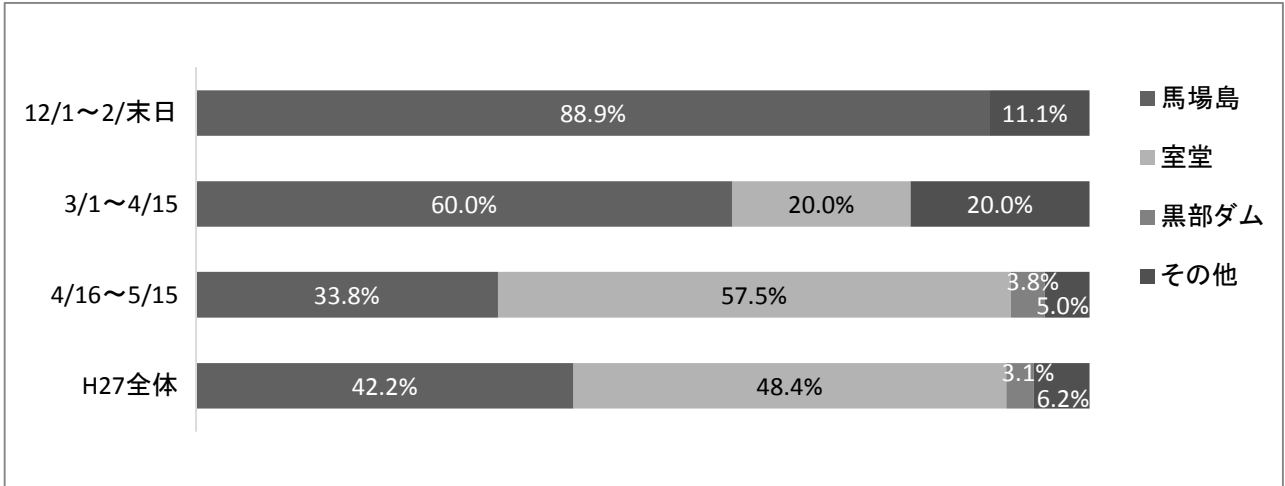


⑤ 登山コース別届出状況

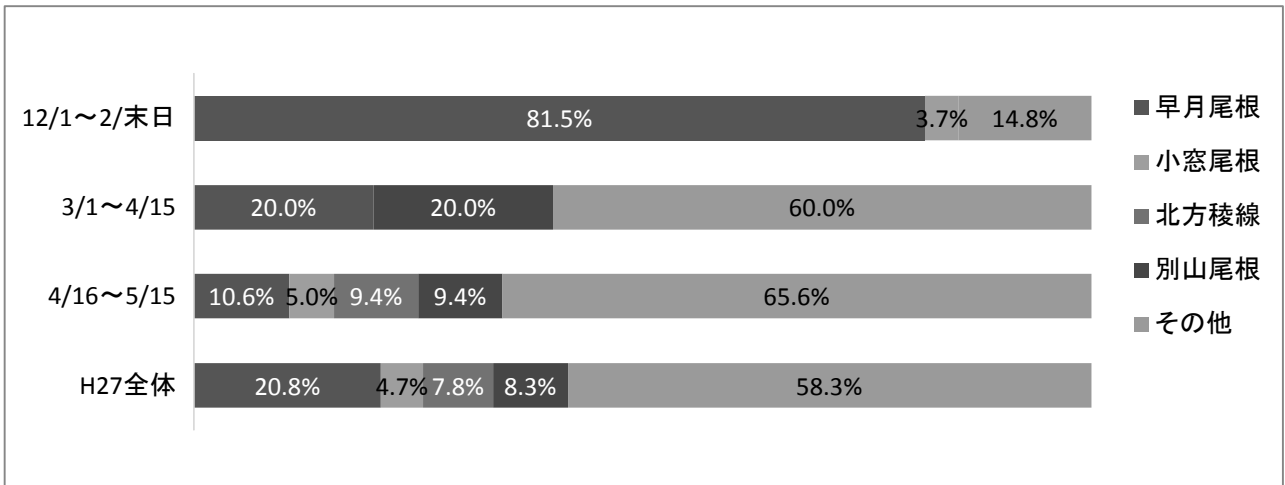
入山口は室堂、下山口は馬場島が最も多く、登山コースは12月1日から2月末日では、ほとんどが早月尾根である。

主な登山コースの「その他」は、八ツ峰、源次郎尾根、長次郎谷等のバリエーションルートであり、近年増加傾向にある。

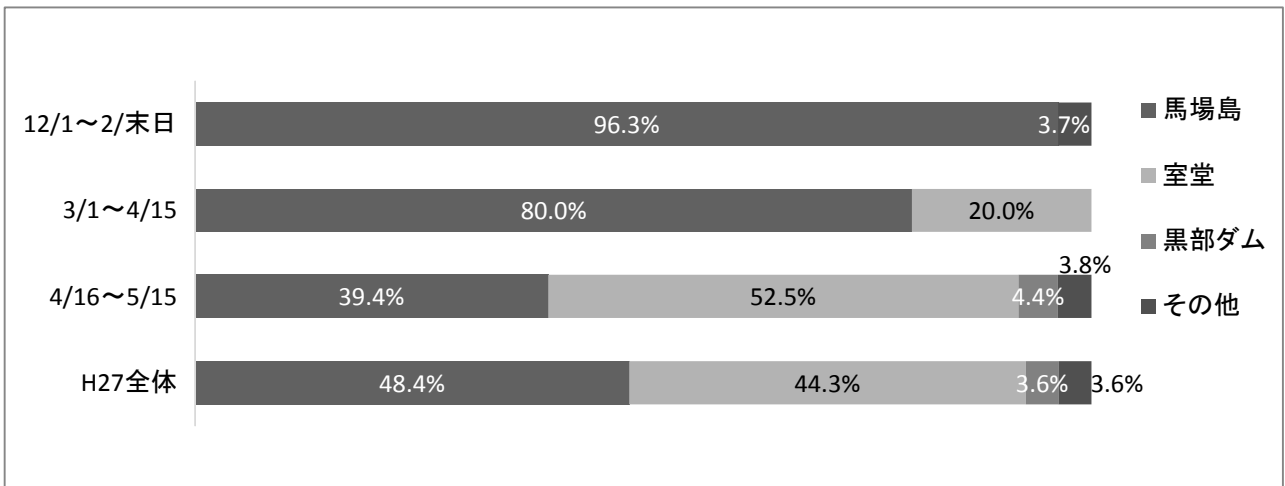
◎ 入山口別件数（パーティー数）の比率



◎ 主な登山コース別件数（パーティー数）の比率



◎ 下山口別件数（パーティー数）の比率

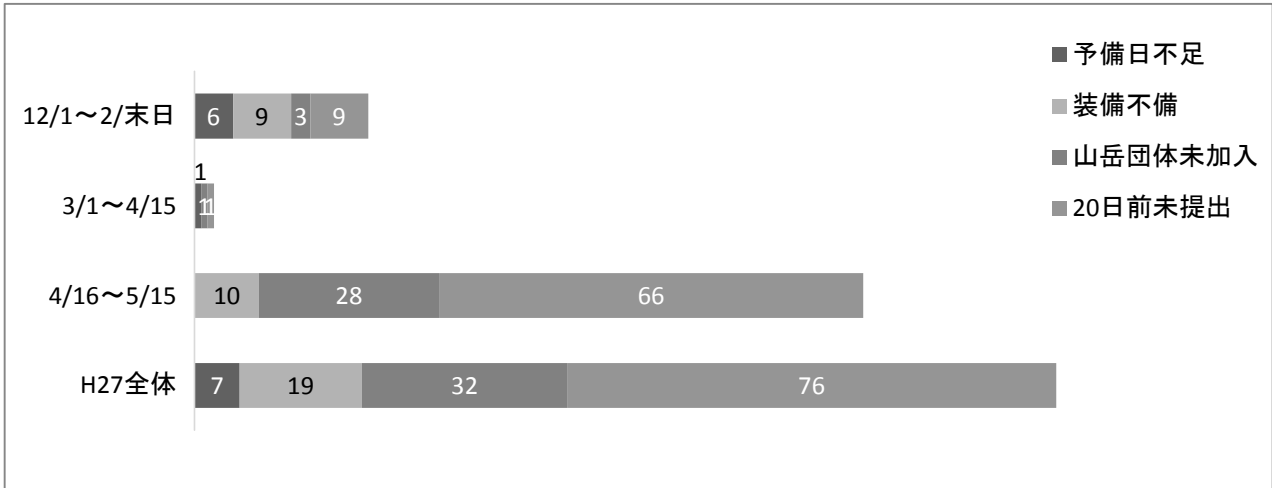


⑥ 勧告状況

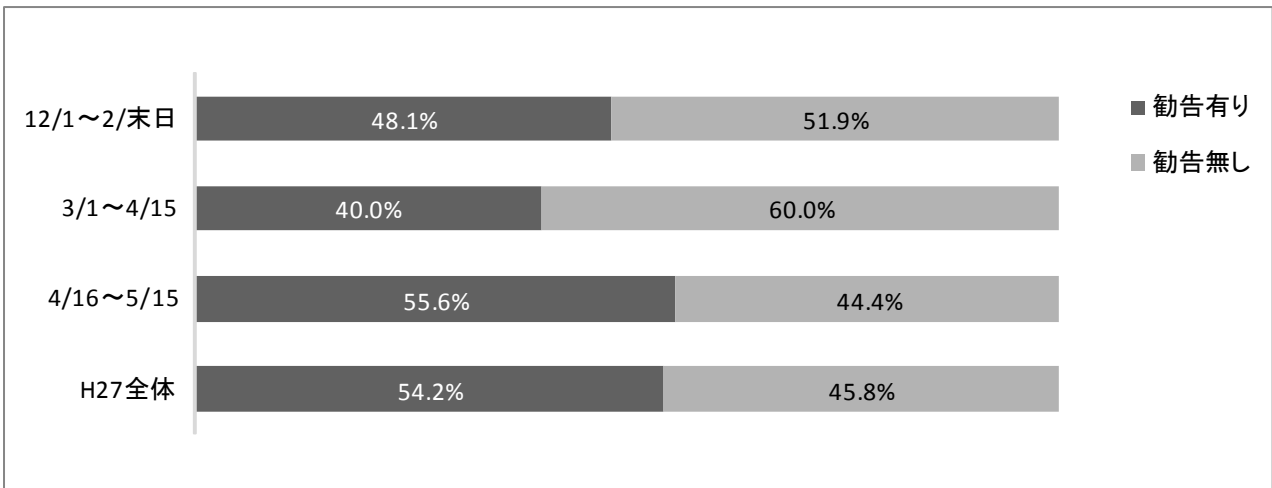
平成 27 年度の勧告件数は、昨年に比べ減少したが、例年同様にゴールデンウィーク入山直前の提出期日不足が圧倒的に多い。

全体の半分以上のパーティーが勧告を受けている。

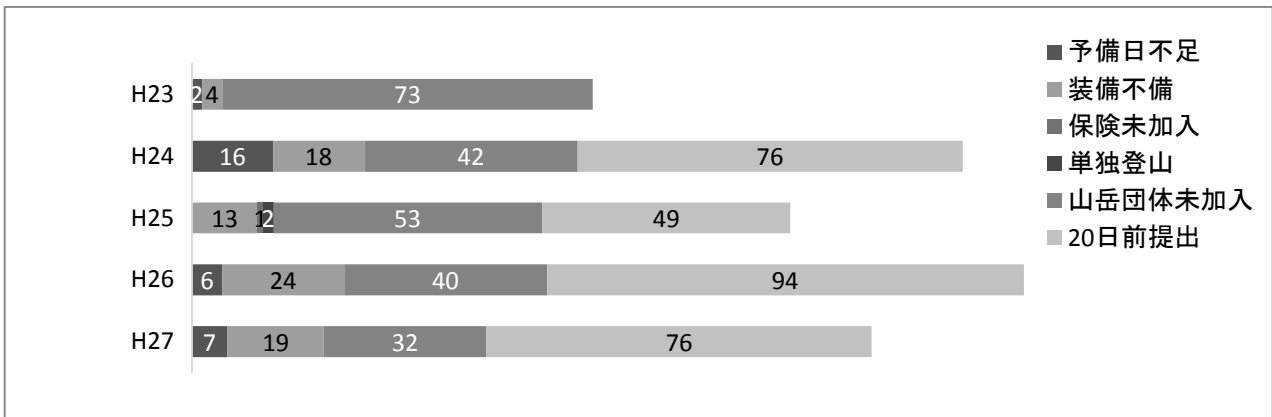
◎ 勧告件数



◎ 勧告パーティー数の比率



◎ 過去5年間の勧告件数



# 10 富山県登山届出条例関係

## (1) 富山県登山届出条例

昭和41年3月26日  
富山県条例第22号

改正 昭和44年2月17日条例第1号 昭和44年10月6日条例第40号  
平成4年3月27日条例第1号 平成15年12月18日条例第55号

### (目的)

第1条 この条例は、富山県の区域内にある山岳のうち、特に危険な地区及び期間に登山しようとする者に対し、登山届を提出させることにより、山岳遭難の防止及び遭難時の対策に資することを目的とする。

(昭44条例40・一部改正)

### (定義)

第1条の2 この条例において「危険地区」とは、別表第1に掲げる地区をいう。

2 この条例において「特別危険地区」とは、危険地区のうち別表第2に掲げる地区をいう。

3 この条例において「登山」とは、12月1日から翌年5月15日までの間に危険地区に立ち入ることをいう。

4 この条例において「登山者」とは、登山する者をいう。

(昭44条例40・追加)

### (登山者の心構え)

第2条 登山者は、適正な登山計画を作成し、その計画に基づいて装備、食糧等を整え、登山しなければならない。

### (特別危険地区に対する登山者の心構え)

第3条 登山者は、12月1日から翌年4月15日までの間は、特別危険地区に立ち入らないように努めなければならない。

(昭44条例40・全改)

### (登山届の提出)

第4条 登山者は、次の各号に掲げる事項を記載した登山届を知事に提出しなければならない。この場合において、登山者が集団で登山するときは、代表者が提出することができる。

(1) 住所、氏名、性別及び年齢

(2) 登山歴(山岳団体に所属している登山者にあつては、登山歴についての当該山岳団体の代表者の確認のあるもの)

(3) 行程及び日程

(4) 日程中の行動の概要

(5) 装備及び食糧

(6) 緊急時における連絡先

(7) 緊急時の救助体制

(8) 山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入又は未加入の別

2 前項の届出は、登山する日の20日前までにしなければならない。

3 登山者は、登山前に第1項の登山届の記載事項を変更したときは、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

4 遭難救助に従事する者その他知事が特に認める者については、第2項の規定は、適用しない。

(昭44条例40・一部改正)

### (登山届済書の交付)

第5条 知事は、前条第1項の規定により提出された登山届を受理したときは、登山届済書(以下「届済書」という。)を登山者に交付するものとする。

2 知事は、登山届の内容が不相当と認めたときは、届済書を交付する前に、登山者に必要な勧告をすることができる。

### (届済書の提示)

第6条 登山者は、常に届済書を携行し、知事の指定する登山指導員(以下「指導員」という。)からその提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

2 指導員は、登山者の装備等が届済書の記載事項と相違すると認めたときは、必要な勧告をすることができる。

3 指導員は、前2項の規定により、届済書の提示を求め、又は必要な勧告をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。



(審議会の設置)

第7条 第5条第2項に規定する知事の勧告の基準その他必要な事項を調査審議するため、富山県山岳遭難防止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(昭44条例40・一部改正)

(組織)

第8条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査研究するため、必要があるときは、臨時の委員を置くことができる。

3 委員及び臨時の委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

(昭44条例1・一部改正)

(会長)

第9条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第10条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時の委員は、特別の調査研究が終了したときは、解任するものとする。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 登山届を提出しないで登山をした者

(2) 虚偽の登山届を提出して登山をした者

(3) 第6条の届済書の提示を拒んだ登山者

(昭44条例40・平4条例1・一部改正)

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭44条例40・追加)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第1号)

この条例は、平成4年5月1日から施行する。

別表第1

(昭44条例40・追加)

劔岳及び早月尾根を中心とした区域で、馬場島からブナクラ乗越に至る白萩川及びブナクラ谷、ブナクラ乗越から赤谷山、白萩山、赤ハゲ、白ハゲ及び池平山を経て仙人山に至るりよう線、北股、劔沢、武蔵谷、武蔵のコルから劔御前、別山乗越、室堂乗越、西大谷山、クズバ山を経て中山に至るりよう線並びに中山と馬場島を結ぶ線に囲まれた区域

別表第2

(昭44条例40・追加)

1 東大谷を中心とした区域で、東大谷出合、左尾根、早月尾根2,600、早月尾根、別山尾根及び右尾根に囲まれた区域(当該尾根から内側に向つてそれぞれ50メートル以内の区域を除く。)

2 池の谷を中心とした区域で、池の谷出合、小窓尾根、三の窓、池の谷乗越、劔岳、早月尾根及び早月尾根1,920に囲まれた区域(当該尾根から内側に向つてそれぞれ50メートル以内の区域及び劔尾根両側50メートル以内の区域を除く。)

## (2) 富山県登山届出条例施行規則

昭和44年11月1日

富山県規則第55号

改正 平成4年4月30日規則第34号 平成11年3月26日規則第4号

平成13年1月5日規則第2号 平成16年11月8日規則第72号

(趣旨)

第1条 この規則は、富山県登山届出条例(昭和41年富山県条例第22号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登山届の様式)

第2条 条例第4条第1号に規定する登山届は、登山届(様式第1号)によるものとする。

(勧告の基準)

第3条 条例第5条第2項の規定により行なう知事の勧告は、次に掲げる事項を検討して行うものとする。

(1) 技術経験に関する基準

12月1日から翌年5月15日まで(以下「積雪期」という。)の登山者の危険地区における登山経験、積雪期における危険地区と同程度の危険性があると認められる山岳における登山経験その他の登山経験の有無による登山技術上の危険性の有無及びパーティーの構成の適否

(2) 行程及び日程に関する基準

行程における登山コース、日程の余裕等の判断による登山計画の適否

(3) 装備等に関する基準

パーティーの構成、行程、登山の方法等に対する装備及び食料の適否

(4) 緊急時の対策に関する基準

緊急時に必要とするトランシーバー等の携行の有無及び山岳遭難捜索費用に充てるための保険の加入の有無による緊急時の対策の適否

(登山指導員の証票)

第4条 条例第6条第3項に規定する指導員の身分を示す証票は、「登山指導員の証票(様式第2号)」によるものとする。

(登山届を登山する20日前までにしなくてもよい者)

第5条 条例第4条第4項に規定するその他知事が特に認める者とは、森林管理署の職員、電力会社の職員その他これに類する者で、業務に従事するため危険地区に立ち入る者とする。

## (3) 勧告の基準

(昭和41年9月16日)

改正 昭和42年2月25日 昭和44年8月1日 昭和62年12月9日

条例第5条第2項の規定により、知事が行う勧告の基準は次のとおりとする。

(1) 12月1日から4月15日まで

ア 単独登山に対しては、中止を求める。

イ パーティーの構成メンバーには、原則としての2分の1以上の積雪期登山の経験者で構成され、且つリーダーは積雪期登山経験の豊富な者を求める。

ウ 特別危険地区に登山することを計画した届出は、中止又はコースの変更を求める。

エ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断して日程が少ない時は再検討を求める。

なお、予備日は、12月1日から2月末日までは少なくとも7日以上、3月1日から4月15日までは少なくとも5日以上を求める。

オ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断し、装備及び食糧が積雪期登山に対しあきらかに不備とみとめられる場合は、再検討及び必要なものための携行を求める。

カ パーティー間及び基地との連絡のため、とくにトランシーバーの携行を求める。

〔昭和44年8月1日・一部改正及び追加〕  
〔昭和62年12月9日・一部改正〕

(2) 4月16日から5月15日まで

ア 積雪期登山の経験、コース及び日程等から判断して、明らかに危険とみなされる単独登山者については、中止又は計画の変更を求める。

イ パーティーの構成メンバーには、できるだけ多くの積雪期登山の経験者を求める。

ウ 登山方式、パーティー編成、行動計画などから判断して日程が少ない時は再検討を求める。

昭和42年2月25日・追加

昭和44年8月1日・追加

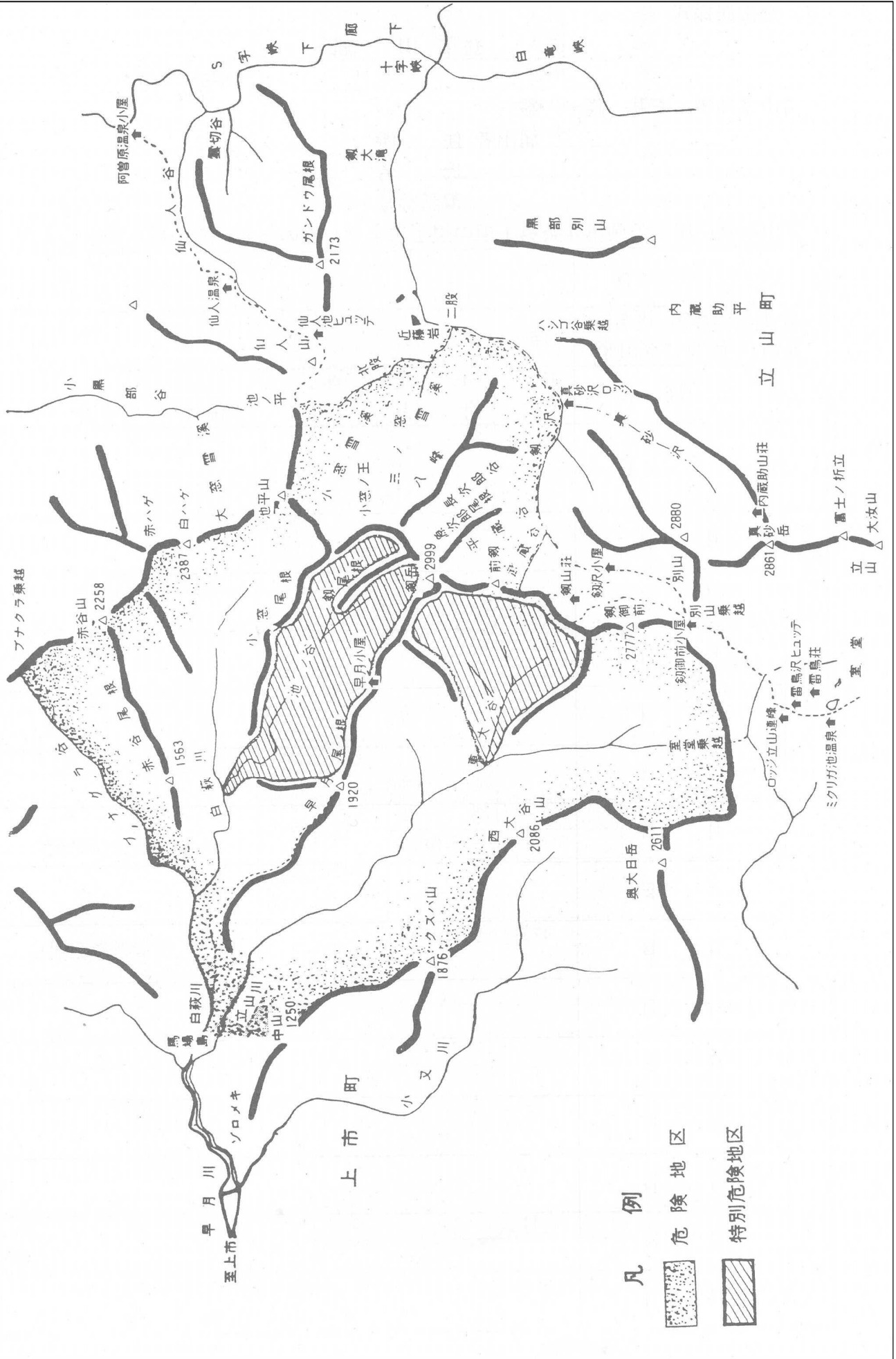
昭和62年12月9日・一部改正

(3) その他

- ア 山岳団体に所属していない者については、既存の山岳団体に加入するか、又は新たに山岳団体を組織するよう勧奨する。
- イ 山岳遭難捜索費用に充てるための保険に加入していない者については加入するよう勧奨する。

(昭和44年8月1日・追加)

# (4) 危険地区及び特別危険地区



凡例

危険地区

特別危険地区

(5) 登山届様式

登 山 届

平成 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿

届出者 住 所 〒

氏 名

電話番号

富山県登山届出条例第4条第1項の規定により、次のとおり登山届を提出します。

パーティーの名称		
登山者の住所、氏名、性別、年齢及び登山歴		別紙のとおり
登 山 期 間		平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (予備日 日を含む。)
行 程		
日程及び行動の概要	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	
	月 日	

装 備 及 び 食 糧	テント	型 型	人用 人用	張 張	
	ツェルト		人用	張	
	ザイル		メートル メートル	本 本	
	スコップ			丁	
	スノーソー			丁	
	ラジオ			台	
	アイゼン			組	
	輪かんじき(スノーシュー)			組	
	ビーコン			個	
	通 信 機 器	トランシーバー		台	メガヘルツ
		アマチュア無線機		台	メガヘルツ
		携帯電話	台	電話番号	
	燃 料				
	食 糧 (非常食を除く。)	日分			
非 常 食	食分				
そ の 他					
緊 急 時 の 連 絡 先	住 所				
	氏 名				
	電話番号				
緊 急 時 の 救 助 体 制	救助する者 の代表者	住 所			
		氏 名			
		電話番号			
	救助する者 の人数	人			
山岳遭難捜索費用に充 てるための保険の加入	有	保険会社等の名称		無	
摘 要					
※					
※ 受 理	※ 平成	年	月	日	
			※ 自 第	号	

備考

- 1 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入すること。
- 2 ※印欄には、記入しないこと。

分担	住所	氏名	性別	年齢	登山歴（主に積雪期）			リーダー経験
					年月	日数	山名	
リーダー					年 月	日		回
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		

分担	住所	氏名	性別	年齢	登山歴（主に積雪期）			
					年月	日数	山名	リーダー経験
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		
					年 月	日		

上記の登山者の登山歴について、確認します。

平成 年 月 日

富山県知事 石井 隆一 殿  
山岳団体 所在地  
名 称  
代表者氏名  
電話番号

備考 登山者の登山歴についての確認は、当該登山者が山岳団体に所属している場合に、当該山岳団体の代表者から受けること。



## 1 1 立山室堂地区における山岳スキー等の遭難防止対策について

平成 25 年 11 月に真砂岳で発生した死者 7 名の雪崩事故を受け、平成 26 年 4 月に「富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱」を制定し、立山室堂地区に入山する登山者やスキーヤーに対し、以下の遭難防止に関する取り組みを行った。

- 1 入山届の提出
  - ・ 4 月、5 月、11 月中に立山室堂地区から入山する登山者、スキー客等に入山届の提出を求めた。
- 2 適切な情報発信や現地指導の強化
  - ・ 室堂ターミナル内に相談窓口を設置し、入山指導員を常駐させて入山届の受理を行うとともに、入山者に対し安全指導を行った。
  - ・ 室堂周辺における①気象情報 ②雪崩情報 ③その他入山に際し注意が必要な情報等を室堂ターミナル内において入山者に提供した（専用ホームページにも掲載）。
  - ・ 立山地区雪崩安全対策研究会が、雪崩情報の発信に関する検討を行った。
- 3 ビーコンの携行
  - ・ 入山者に雪崩ビーコンの携行を求めるとともに、不携帯者には室堂ターミナルにおいて貸出し（有料）を行った。
- 4 山岳保険の加入
  - ・ 入山者に山岳保険の加入を推奨した。

### 参考

「富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱」の概要

- 1 施行年月日 平成 28 年 4 月 16 日
- 2 適用期間 4 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 11 月 1 日から同月 30 日までの期間うち、毎年度知事が定める期間
- 3 適用区域 立山室堂地区

### 〈入山届の受理状況等〉

年 度		期 間			合 計
		4/16 ～4/30	5/1 ～5/31	11/1 ～11/30	
平成 26 年度	件 数	564	1,148	927	2,639
	人 数	1,296	3,286	2,530	7,112
	ビーコン貸出し	20	25	11	56
平成 27 年度	件 数	818	1,230	300	2,348
	人 数	1,781	2,944	764	5,495
	ビーコン貸出し	34	12	1	47
平成 27 年度	件 数	802	1,090	504	2,396
	人 数	2,052	2,536	1,161	5,749
	ビーコン貸出し	23	9	5	37

# (1) 富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱

(平成 26 年富山県告示第 225 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、立山室堂地区において山岳スキー、スノーボード、登山等（次条第 2 項及び第 3 条第 3 項において「山岳スキー等」という。）を行う者の入山届の提出その他安全の確保に関し必要な事項を定めることにより、山岳遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「立山室堂地区」とは、別表第 1 項に規定する区域をいう。

2 この要綱において「入山」とは、4 月 1 日から 5 月 31 日まで及び 11 月 1 日から同月 30 日までの期間のうち、毎年度知事が定める期間において、山岳スキー等を行うために、室堂ターミナルを経て立山室堂地区（別表第 2 項に規定する区域を除く。）に立ち入ることをいう。

3 この要綱において「入山者」とは、入山をする者（当該入山について、富山県登山届出条例（昭和 41 年富山県条例第 22 号）第 4 条第 1 項の規定による登山届を提出した者を除く。）をいう。

(入山届の提出)

第 3 条 入山者は、次に掲げる事項を記載した入山届（別記様式）を知事に提出するものとする。

(1) 住所、氏名、性別及び年齢

(2) 入山の目的

(3) 緊急時における連絡先

(4) 雪崩ビーコン（雪崩に埋まった人の位置を探知するために電波を発信し、及び受信する機能を有する機器をいう。以下同じ。）その他の装備の携帯の有無

(5) 山岳保険（山岳遭難捜索費用に充てるための保険をいう。以下同じ。）の加入又は未加入の別

(6) 行程及び日程

(7) 日程中の行動の概要及び宿泊先

(8) その他知事が定める事項

2 前項の入山届は、入山者が集団で行動する場合は、代表者が提出することができる。

3 第 1 項の規定による入山届の提出は、山岳スキー等を行う前に、室堂ターミナル内において行うものとする。

4 知事は、第 1 項の入山届に記載された情報を警察その他救助、山岳遭難の防止又は遭難者の救助若しくは医療のために医療等に関係する者に対し、必要な限度で提供することができる。

(入山者の遵守事項)

第 4 条 入山者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 雪崩、滑落、天候の急変その他山岳遭難の危険を予防するため、自己及び他の入山者の安全に十分に配慮して行動すること。

(2) 雪崩ビーコンその他の適切な装備を携帯すること。

(3) 次条第1項の入山指導員又は警察官が山岳遭難の防止を図るために行う指導及び助言を尊重すること。

(4) 特段の事情のない限り、山岳保険に加入すること。

(入山指導員)

第5条 知事は、登山に関し知識及び経験を有する者のうちから、入山指導員を委嘱する。

2 入山指導員は、第3条第1項の規定により提出された入山届の記載内容を確認するとともに、入山者に対し、その遭難の防止を図るために必要な指導及び助言を行うものとする。

(山岳遭難対策協議会等との連携)

第6条 県は、国の機関、市町村、警察、交通事業者、宿泊施設関係者その他山岳関係団体等（次項において「関係機関等」という。）と連携して、入山者の遭難の防止及び遭難者の迅速かつ円滑な救助を図るものとする。

2 県は、関係機関等及び県の関係部局で組織する富山県山岳遭難対策協議会が行う次の事業を支援するものとする。

(1) 立山室堂地区の気象、雪崩等に関する情報の提供

(2) 入山者に対する雪崩ビーコンの携帯の指導及び貸出し

(3) 山岳保険の加入の推奨その他入山者に対する指導及び助言

附 則

この告示は、平成26年4月16日から施行する。

別表（第2条関係）

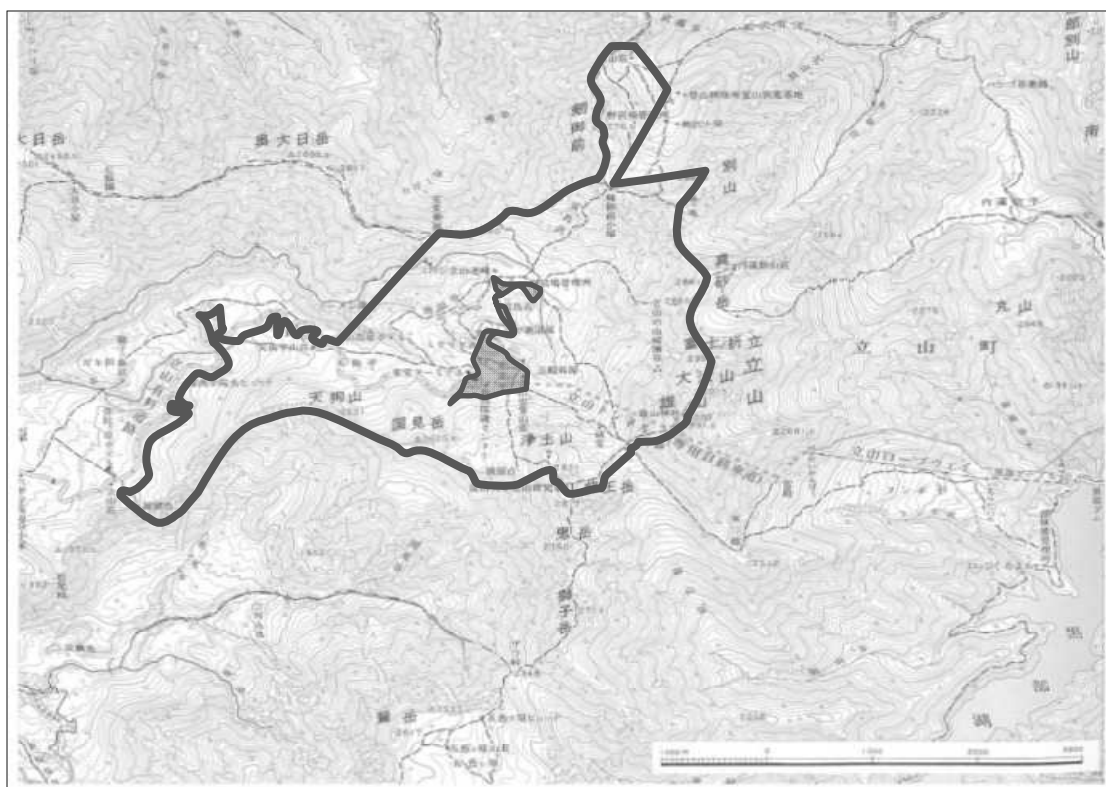
1 立山室堂地区

浄土山から稜線を南東進し龍王岳に至り、同地から稜線を北東進し一ノ越を経て雄山に至り、同地から稜線を北進し大汝山、富士の折立、真砂岳を経て別山に至り、同地から西進し劔御前小舎に至り、同地から北進し劔澤小屋を経て劔山荘に至り、同地から西進し劔御前北方の稜線との交点に至り、同地から稜線を南進し劔御前小舎前に至り、同地から稜線を西進し室堂乗越に至り、同地から南西進し立山高原ホテルに至り、同地から車道を西進し富山県立山荘に至り、同地から南東進しカルデラ展望台に至り、同地から稜線を東進し天狗山、国見岳、室堂山展望台を経て浄土山に至る線で囲まれた一円の区域（下図の太線で囲まれた区域）

2 立入りが「入山」とならない区域

室堂ターミナル（駐車場を含む。）、富山県立山センターその他の室堂平又は雷鳥沢に所在する建物及びそれらの敷地又は野営場、これらの施設を結ぶ歩道（雪上の経路を含む。以下同じ。）、室堂ターミナルから雪の大谷に至る歩道並びに車道の区域（下図の塗りつぶしの区域）

図



## (2) 入山届様式

別記様式（第3条関係）

入 山 届

年 月 日

富山県知事 殿

富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱第3条第1項の規定により、次のとおり入山届を提出します。

また、その内容を警察その他遭難者の救助、医療等に関係する者に対し、必要な限度で情報提供することを承諾します。

グループ名、入山者を代表する者の住所、氏名、性別、年齢及び携帯電話番号、緊急時の連絡先、装備並びに山岳保険加入の有無	グループ名	装備(携帯しているものに○)	山岳保険の加入
	住所		
	氏名 ( 歳) 男・女	雪崩ビーコン ショベル プローブ(ゾ ンデ棒) ツェルト	有 保険会社 等の名称 ( )
	携帯電話番号		
緊急時連絡先(電話番号) 氏名 本人との関係			無
入山の目的(該当するものに○)	スキー・スノーボード・登山・写真撮影・その他( )		
入山期間	年 月 日から 月 日まで		
行程			
日程及び行動の概要	行動日	当日の行動の概要	宿泊先
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		
	月 日		

備考

- 1 タンボ平、内蔵助カール、御山谷等の立山室堂地区外の区域においてスキー、スノーボード、登山等をされる場合も、帰路につくまでの全行程について記入してください。
- 2 緊急時連絡先は、入山者以外で連絡がとれる人の氏名及び連絡先を記入してください。
- 3 日程及び行動の概要の欄は、コース等をできるだけ詳しく記入してください。

グループの場合、代表者以外の入山者については、各自が下記に記入してください。

住所	装備（携帯しているものに○）	山岳保険の加入
氏名 男・女 ( 歳)		
携帯電話番号	雪崩ビーコン ショベル プローブ(ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ( )
緊急時連絡先（電話番号 ) 氏名 本人との関係		
住所	装備（携帯しているものに○）	山岳保険の加入
氏名 男・女 ( 歳)		
携帯電話番号	雪崩ビーコン ショベル プローブ(ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ( )
緊急時連絡先（電話番号 ) 氏名 本人との関係		
住所	装備（携帯しているものに○）	山岳保険の加入
氏名 男・女 ( 歳)		
携帯電話番号	雪崩ビーコン ショベル プローブ(ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ( )
緊急時連絡先（電話番号 ) 氏名 本人との関係		
住所	装備（携帯しているものに○）	山岳保険の加入
氏名 男・女 ( 歳)		
携帯電話番号	雪崩ビーコン ショベル プローブ(ゾンデ棒) ツェルト	有 保険会社等の名称 ( )
緊急時連絡先（電話番号 ) 氏名 本人との関係		

行動予定場所を図示してください。



## 1 2 遭難防止対策等推進状況

平成28年に実施した遭難防止対策等の事業は、次のとおりである。

月別	項目	内容
1月	冬山遭難防止活動の推進 (12月28日～5日)	馬場島に、防止対策部が登山指導員を、救助部が山岳警備隊員をそれぞれ配置した。
2月	冬山遭難救助訓練の実施 (2日～6日)	山岳警備隊員24人が4班に分かれて大辻山及び鍬崎山一帯において遭難救助訓練を実施した。
	合同遭難救助訓練の実施 (19日～20日)	立山・劔岳方面遭対協救助隊員17人と各方面(朝日岳、宇奈月、薬師岳方面)遭対協救助隊員14人と山岳警備隊員11人が合同で国立登山研修所において遭難救助訓練を実施した。
	記念式典の開催 (27日)	立山・劔岳方面遭対協が上市町つるぎ恋月で発足50周年記念式典を開催した。
3月	積雪期遭難救助訓練の実施 (1日～10日)	山岳警備隊員26人が立山・劔岳方面において遭難救助訓練を実施した。
	中学校、高等学校における運動部活動の事故防止指導の実施 (10日)	防止指導部が県内中・高校に対し、「中学校・高等学校等における運動部活動の指導について」の指導を実施した。
	合同遭難救助訓練の実施 (12日～13日)	朝日岳方面遭対協救助隊員8人と山岳警備隊員2人が合同で、黒菱山周辺において遭難救助訓練を実施した。
	学校における集団登山の事故防止指導の実施 (24日)	防止指導部が県内小・中・高校に対し、「学校における安全な集団登山の実施について」の指導を実施した。
	室堂平周辺積雪期利用適正化協議会の開催 (24日)	防止対策部が室堂平周辺積雪期利用適正化協議会を開催し、山小屋、交通機関、山岳関係者等と遭難防止対策等を協議した。
	春山情報の提供 (25日)	救助部が春山情報第1号を提供した。
4月	「山巔」の発刊 (1日)	県遭対協が「山巔」800部を関係機関に配布した。
	連休登山の事故防止指導の実施 (10日)	防止指導部が県内の高校、県山岳連盟及び市町村教育委員会に対し、山岳遭難対策中央協議会の「連休登山の警告」リーフレットを配布した。

	山岳遭難救助訓練の実施 (14日)	山岳警備隊員28人が国立登山研修所において遭難救助訓練を実施した。
	登山指導員の配置 (16日)	防止対策部が立山センターに登山指導員を配置した。
	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく安全対策事業実施 (16日～5月31日)	防止対策部が富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱にもとづき、室堂ターミナル駅構内に「入山安全相談窓口」を設置、入山指導員を雇用し窓口に常駐、入山届受理や受理時の登山指導を実施した。
	朝日岳方面遭対協総会の開催 (20日)	朝日岳方面遭対協が朝日町役場において総会を開催した。
	春山情報の提供 (23日)	救助部が春山情報2号を提供した。
	春山情報の提供 (28日)	救助部が春山情報3号を提供した。
	春山遭難防止対策及び救助活動の推進 (29日～5月8日)	連休期間中、各方面遭対協、山小屋及び交通機関等の関係者と連携し、遭難防止活動及び救助活動を実施した。
5月	登山指導員の配置 (1日～8日)	防止対策部が馬場島に登山指導員を配置した。
	薬師岳方面遭対協総会の開催 (25日)	薬師岳方面遭対協が大山地区行政センターにおいて総会を開催した。
	夏山遭難防止ポスターの作成・配布 (26日)	防止対策部及び救助部が夏山遭難防止ポスター(カレンダー)2,000部を作成し、山岳関係機関・団体等へ配布したほか、同ポスターを山小屋、駅、登山口等に掲出した。
	遭難多発警戒情報の発信 (28日)	救助部が山菜採り中の遭難多発に関する注意喚起の情報を県警ホームページで発信した。
	合同遭難救助訓練の実施 (28日～29日)	朝日岳方面遭対協救助隊員10人と山岳警備隊員3人が合同で、大鷲谷周辺、荒戸谷周辺において遭難救助訓練を実施した。
	宇奈月方面遭対協総会の開催 (31日)	宇奈月方面遭対協が宇奈月友学館において総会を開催した。
6月	入山指導員による、登山指	防止対策部が、4月、5月に引き続き立山室堂にお



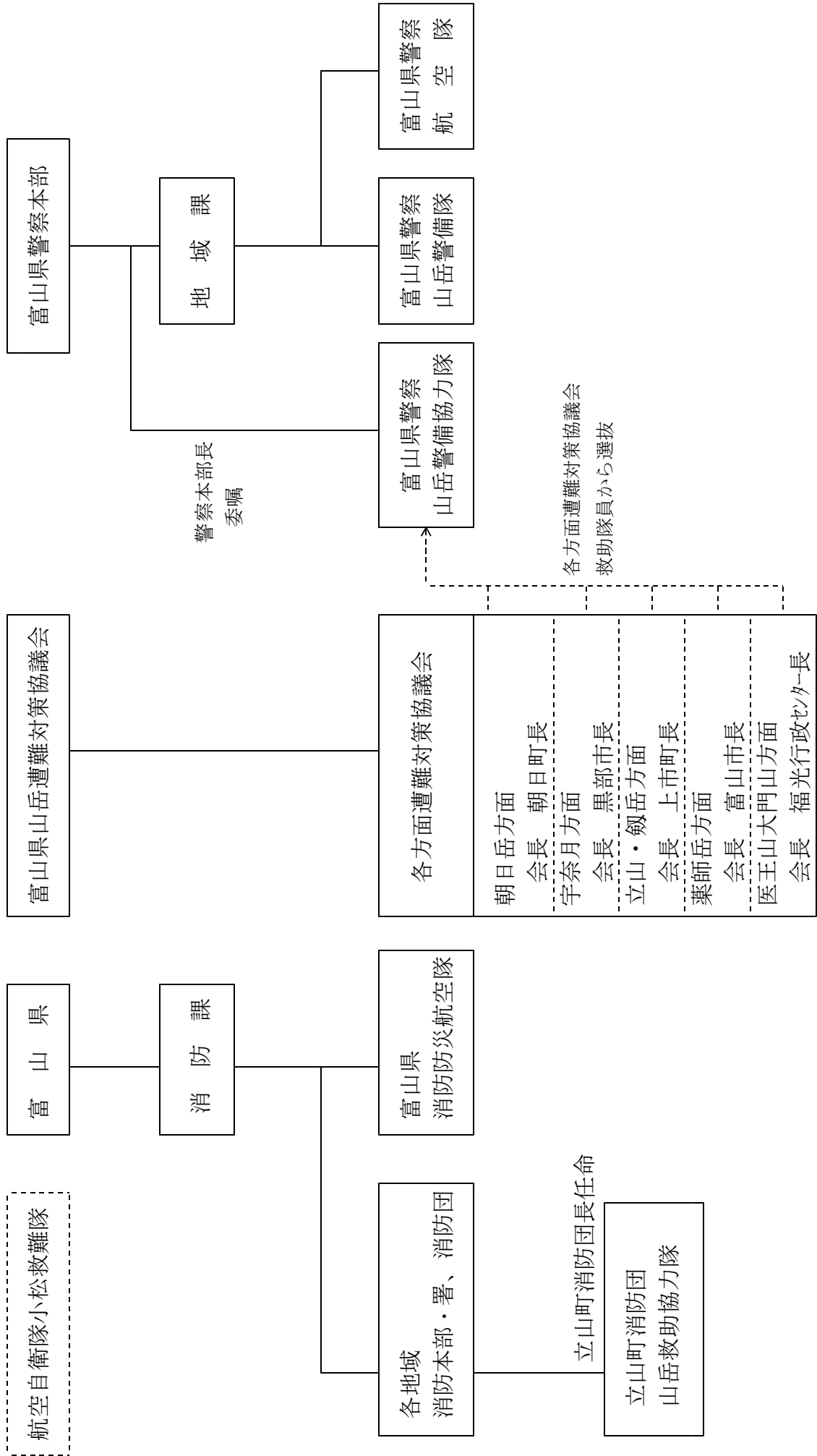
	導等の実施（6月～10月）	いて、登山指導、遭難防止活動、パトロール等を実施した。
	春山遭難救助ミニ訓練の実施（2日～6日）	山岳警備隊員24人が3班に分かれて雑穀谷および立山・劔岳一帯において遭難救助訓練を実施した。
	集団登山引率者講習会の実施（8日～9日、15日～16日）	防止指導部主催で、幼稚園・小・中・高・特別支援学校における集団登山が安全に実施されるよう、引率する教員を対象に、雄山及び室堂周辺において講習会を開催した。
	記念式典の開催（8日）	朝日岳方面遭対協が朝日町なないろKANで発足50周年記念式典を開催した。
	合同遭難救助訓練の実施（19日）	宇奈月方面遭対協救助隊員8人と山岳警備隊員3人が合同で、僧ヶ岳において遭難救助訓練を実施した。
	夏山遭難防止チラシを作成・配布（21日）	防止対策部及び救助部が夏山遭難防止チラシを作成し、一般登山者等に配布した。
	夏山情報の提供（24日）	救助部が夏山情報第1号を提供した。
7月	夏山遭難防止対策の推進（7月～8月）	防止対策部及び救助部が夏山期間中、毎日、山岳情報を入手し、登山者からの問合せに応じるとともに、報道機関を通じて遭難防止の広報を実施した。
	学校登山用ヘルメットの配置（7月～8月）	防止対策部が立山センターに学校登山用ヘルメット600個を配置し、貸出を実施した。
	夏山事前パトロールの実施（1日～3日）	宇奈月方面遭対協救助隊員6人と山岳警備隊員3人が合同で、唐松線及び白馬線の夏山事前パトロールを実施した。
	県遭対協、定例総会の開催（6日）	県遭対協が警察本部大会議室において定例総会を開催した。
	立山・劔岳方面遭対協総会の開催（8日）	立山・劔岳方面遭対協が上市町役場大ホールにおいて総会を開催した。
	全国山岳遭難対策協議会の開催（8日）	東京都において文部科学省、警察庁等が主催する全国山岳遭難対策協議会に出席し、遭難防止対策等を協議した。
	北アルプス三県合同山岳遭難防止キャンペーンの実施	防止対策部と救助部が東京都において長野県・岐阜県担当者と三県合同のキャンペーンを実施し、首都圏

	(9日)	登山者への遭難防止、安全登山を呼掛けた。
	夏山事前パトロールの実施 (10日～13日)	朝日岳方面遭対協救助隊員7人と山岳警備隊員2人が合同で、白馬岳～朝日岳間等の夏山事前パトロールを実施した。
	夏山遭難救助訓練の実施 (15日～23日)	山岳警備隊員等28人が3班に分かれて劔岳一帯及び後立山連峰において遭難救助訓練を実施した。 また、訓練期間中(22日)に登山指導員と山岳警備隊員が雄山～一ノ越間において落石防止措置を実施した。
	夏山情報の提供(29日)	救助部が夏山情報第2号を提供した。
8月	夏山緊急情報の発信(2日)	救助部が例年と異なる山岳状況に関する注意喚起の情報を県警ホームページで発信した。(1回目)
	北アルプス三県合同山岳遭難防止キャンペーンの実施 (6日)	防止対策部、防止指導部、救助部が合同で、立山室堂において三県(長野・富山・岐阜)統一の安全登山マップを配布し、安全登山を呼びかけた。(1回目)
	北アルプス三県合同山岳遭難防止キャンペーンの実施 (11日)	防止対策部、防止指導部、救助部が合同で、「山の日」制定に合わせて、立山室堂において三県(長野・富山・岐阜)統一の安全登山マップを配布し、安全登山を呼びかけた。(2回目) また、県山岳連盟主催の「山の日」記念登山では山岳警備隊員が安全登山講話を実施した。
	夏山緊急情報の発信(20日)	救助部が例年と異なる山岳状況に関する注意喚起の追加情報を県警ホームページで発信した。(2回目)
	秋山情報の提供(26日)	救助部が秋山情報を提供した。
9月	秋山遭難防止対策及び救助活動の推進(9月～11月)	救助部が立山・劔岳方面及び黒部峡谷阿曾原温泉小屋等において登山指導及び救助活動を推進した。
	秋山遭難救助訓練の実施 (16日～24日)	山岳警備隊員27人が3班に分かれて立山・劔岳一帯及び黒部川源流一帯において遭難救助訓練を実施した。
10月	立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱期間の情報提供 (21日)	救助部が立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱期間について県警ホームページで情報を提供した。
	合同遭難救助訓練の実施	朝日岳方面遭対協救助隊員4人と山岳警備隊員3人

	(22日～23日)	が合同で、北又谷周辺において遭難救助訓練を実施した。
	山岳遭難救助訓練の実施 (25日)	山岳警備隊員27人が雑穀谷において遭難救助訓練を実施した。
11月	富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく安全対策事業実施 (1日～30日)	防止対策部が4、5月に引き続き富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱に基づく活動を実施した。
	合同救助訓練の実施(8日)	富山県消防防災航空隊と山岳警備隊員が救助ヘリコプター搭乗要領の連携訓練を実施した。(1回目)
	合同救助訓練の実施(16日)	富山県消防防災航空隊と山岳警備隊員が救助ヘリコプター搭乗要領の連携訓練を実施した。(2回目)
	三県山岳遭難防止対策連絡会議の出席(24日)	富山県朝日町で開催された富山・岐阜・長野三県山岳遭難防止対策連絡会議に出席し、遭難防止対策を協議した。
	冬山遭難防止ポスターの作成・配布(25日)	防止対策部及び救助部が冬山遭難防止ポスター(カレンダー)2,000部を作成し、山岳関係機関・団体等へ配布したほか、同ポスターを山小屋、駅、登山口等に掲出した。
	冬山情報の提供(25日)	救助部が冬山情報第1号を提供した。
12月	冬山遭難防止対策の推進 (12月～2月)	防止対策部及び救助部が各方面遭対協、登山口駅、山岳関係者等と連携し、冬山遭難防止対策を推進した。
	登山指導センターの開設 (1日)	防止対策部が馬場島に登山指導センターを開設した。
	登山指導員の委嘱(6日)	防止対策部が登山指導員の委嘱を行い、打合せ会を開催した。
	山岳遭難救助訓練の実施 (5日～9日)	山岳警備隊員26人が3班に分かれて、劔岳、唐松岳五龍岳にて遭難救助訓練を実施した。
	学校に対する冬山登山事故防止指導の実施(7日)	防止指導部が県内の高校及び県山岳連盟、市町村教育委員会等に対し、山岳遭難対策中央協議会の「冬山登山の警告」パンフレットを配布した。
	冬山情報2号の提供(23日)	救助部が年末年始の登山者に向けた山岳状況をホームページで提供した。

年間	安全登山指導、パトロール及び遭難救助活動の実施	救助部及び防止対策部が3警備派出所、5警備拠点及び3登山指導センターを開設し、山岳警備隊員、登山指導員、民間協力隊員による安全登山の指導、パトロール及び遭難救助活動を実施した。
	登山情報の収集及び山岳情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 山小屋、山岳関係者、登山者等から山岳情報を収集し、駅等に設置の山岳情報板等で情報を提供した。</li> <li>○ インターネットで山岳情報を提供し、遭難防止と安全登山を啓発した。</li> <li>○ 山小屋等の登山者に対し安全登山講話の実施やパトロール中に会った体力不足・装備不十分な登山者等を対象として声かけ指導を積極的に実施した。</li> </ul>
	登山届のチェック及び安全登山の指導を実施	防止対策部及び救助部が、登山届の提出者に対し、必要に応じて山岳情報の提供と安全登山の指導を実施した。

# 13 富山県山岳遭難救助組織概念図



SAN

TEN

山 嶺

No. 26

平成29年4月発行

発行 富山県山岳遭難対策協議会

富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部地域課内

TEL 076-441-2211 (内線3863)

編集 富山県自然保護課

富山県教育委員会保健体育課

富山県警察本部地域課